

## INDEX

善通寺市  
案内マップ 01

防災 03

いざという時の  
相談窓口 07

届出・  
手続き 09

税金・  
年金 14

医療・  
健康 22

介護・  
福祉 28

子育て・  
保育 35

暮らし・  
環境 38

施設案内 43

# 善通寺市

## 暮らしの便利帳



# 善通寺市



# イラストマップ



## 市役所本庁舎（1階）

名称	電話	FAX
総合案内	62-2121	-
会計課	63-6318	
市民生活部	市民課 市民相談	63-6306 63-6343
税務課	63-6305 取納	63-6374 63-6346
保健福祉部	保健課 社会福祉課 生活保護	63-6368 63-6339 63-6355
子ども課	63-6365 家庭児童相談	63-6372 63-6371
高齢者課	63-6331	63-6394
地域包括支援センター	63-6364	63-3778
指定金融機関	63-6335	-

## 市役所本庁舎（2階）

図書館	63-5188	63-5189
-----	---------	---------

## 市役所本庁舎（3階）

総務部	総務課	63-6302	63-6350
	デジタル推進室	63-6363	
	防災管理課	63-6338	
選挙管理委員会		63-6321	
監査委員事務局		63-6323	
市民生活部	人権課 債権管理課	63-6311 63-6347	63-6391
都市整備部	土木都市計画課	63-6312	63-6353
	建築住宅課 建築	63-6313 63-6337	
	下水道課	63-6317	
産業振興部	商工観光課	63-6315	63-6356
	営業課	63-6367	
	農林課 土地改良	63-6316 63-6395	
農地管理公社		63-6344	
善通寺市土地改良区		63-6345	
農業委員会		63-6322	
教育委員会	教育総務課	63-6326	63-6348
	少年育成センター	63-6327 63-0415	
	生涯学習課	63-6328	
記者クラブ		63-5833	63-5838

## 市役所本庁舎（4階）

総務部	秘書課 人事	63-6300 63-6301	63-6349
	政策課	63-6303	63-6351
	議会事務局	63-6320	63-6352
子ども・家庭支援センター			

## 子ども・家庭支援センター

名称	電話	FAX
子どもライブラリー	63-5105	63-5116

## 保育所・こども園

名称	電話	FAX
公立	善通寺保育所 竜川保育所	63-0033 62-1210
私立	南部保育所 のぞみこども園 カナン子育てプラザ21 吉原保育所 事業所内 企業主導型	62-3751 63-1231 62-3695 62-7469 85-7101 63-8000
	消防署	62-0069 62-1254 62-6356 56-5258 62-3665 62-7481 85-7101 63-8002
	神社	
	寺院	
	学校	
	幼稚園・保育園	
	公園	

令和4年4月1現在

未来クルバーク21		
名称	電話	FAX
市民生活部	環境課 一般廃棄物	63-6307 63-5788
	廃棄物受付	63-2808 63-2816

中学校・小学校・幼稚園		
名称	電話	FAX
東中学校	62-2360	62-2361
西中学校	62-2340	62-2341
中央小学校	62-1616	62-1617
東部小学校	62-0703	62-0747
西部小学校	62-0701	62-2822
南部小学校	62-0702	62-1033
竜川小学校	62-0705	62-2900
与北小学校	62-0704	62-0806
筆岡小学校	62-0706	62-3466
吉原小学校	62-0707	62-3411
中央幼稚園	62-0708	62-0708
東部幼稚園	62-4240	62-4240
西部幼稚園	63-0155	63-0155
南部幼稚園	63-0156	63-0156
竜川幼稚園	62-0948	62-0948
与北幼稚園	63-0157	63-0157
筆岡幼稚園	63-0158	63-0158
吉原幼稚園	63-0159	63-0159
聖母幼稚園（私立）	62-1087	62-9962

公民館		
名称	電話	FAX
中央公民館	62-4969	62-4973
東部公民館	62-5684	62-5704
西部公民館	63-2391	63-2394
南部公民館	62-5685	62-5692
竜川公民館	62-0602	62-0669
与北公民館	62-0601	62-0610
筆岡公民館	62-0603	62-0682
吉原公民館	62-0604	62-0699

総合会館		
名称	電話	FAX
総合会館（代表）	63-6324	
社会福祉協議会	62-1614	63-4482

その他		
名称	電話	FAX
浄水場	62-0832	62-2022
消防本部	64-0119	62-0119
学校給食センター	62-5236	62-0340
市民会館	62-7001	56-5397
善通寺隣保館	62-3224	62-5154
高橋会館	73-5830	73-5830
東原教育集会所	63-2378	-
美術館	62-4924	56-5364
郷土館	63-6329	-
旧善通寺偕行社	63-6362	63-6397
市民体育館	62-7400	62-8437
市民プール	63-3555	
市営野球場	63-5040	-
市営テニス場	63-2771	-
鉢伏ふれあい公園	64-0633	64-0699
公園管理	56-5355	

# 防災

窓口 防災管理課 ☎ 63-6338

## 防災情報

災害時には以下の方法で情報を入手できます。  
常日頃から情報入手方法を確認しておいてください。



### 防災行政無線による放送

防災行政無線の放送内容については、次の番号に電話することで内容を確認することができます。

#### 【放送内容確認番号】

63-6491 63-6492 63-6493  
63-6494 63-6495 63-6496

### 情報伝達の方法

避難指示等の避難情報は、次の手段などで住民のみなさんに伝達されています。

- ・エリアメール
- ・防災行政無線
- ・テレビ
- ・ラジオ
- ・ホームページ
- ・広報車

### 善通寺市防災ポータル

善通寺市の防災情報をまとめています。



### 防災情報サイト

#### かがわ防災Webポータル

香川県の防災情報をまとめています。  
防災情報メールのQRコードも掲載しています。



#### 香川県防災ナビ

災害時における避難情報等を迅速かつ的確に入手できます。



### 非常持ち出し品を準備しましょう

いざというときに非常持ち出し品を準備しましょう。

食料と水は家族全員3日分（可能なら1週間分程度）を準備しましょう。

飲料水は一人あたり1日3リットルを目安としてください。



### 非常持出品リスト

#### 食料品

- 飲料水
- 非常食



#### 衣類など

- 下着・上着
- タオル
- 洗面用具



#### 貴重品

- 通帳
- 印鑑
- 現金



#### その他

- 常備薬
- 眼鏡
- 補聴器
- マスク



#### 日用品など

- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- 予備電池
- 携帯電話
- 充電器



#### 小さな子どもや高齢者の方がいる家庭では

- 粉（液体）ミルク・ほ乳瓶
- 離乳食
- 流動食
- 紙おむつ
- 除菌シート



#### ペットのいる家庭では

- ケージ
- リード
- 食器・水飲み器
- ペットフード
- ふん尿の始末用品

## 地震に備えて

南海トラフ地震が発生した場合、家屋被害は約580軒が全壊になると予想されています。お住まいの地域がどの程度揺れる可能性があるかなどを確認しておいてください。

### 震度予測図

#### 6強

- はわないと動けない
- 耐震性の低い建物は倒れることが多くなる



#### 6弱

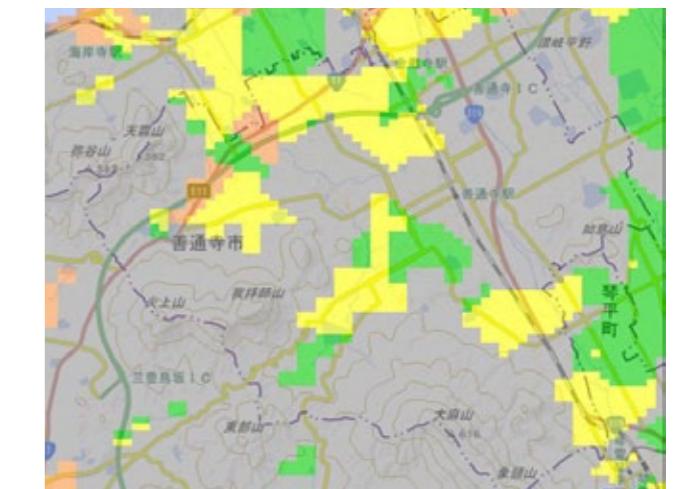
- 立っていることが難しい
- ガラスが割れることもある



香川県地震津波被害想定(第1次公表)より

### 液状化予測図

液状化現象は、地震が発生した際に地盤が液体状になる現象のことです。市内でも一定の危険度がありますので確認しておいてください。



### 大規模地震の際の避難所について

大規模地震の際には、次に示す8小学校の避難所を開設する予定です。ご確認ください。

- ・中央小学校
- ・東部小学校
- ・西部小学校
- ・南部小学校
- ・竜川小学校
- ・与北小学校
- ・筆岡小学校
- ・吉原小学校



## 台風・洪水・土砂災害に備えて

### 避難情報の違いを知っておきましょう

#### 高齢者等避難

避難に時間を要する方は  
避難を開始

#### 避難指示

避難に時間を要する方以外は  
避難準備

#### 緊急安全確保

直ちに避難もしくは  
命を守る行動をとって  
ください！

近くの頑丈な建物の2階以  
上など少しでも安全な場所  
へ移動を

### ご自身が危険と判断した時には、自主的に避難しましょう

場所によっては、指示を待つのではなく、自主的に避難を行うことが必要です。また、避難場所ばかりが有効な避難先とは限りません。災害の状況によって高い建物の上階への移動や、その場にとどまる行動が有効な場合もあります。

### 避難について

各地区避難方法が異なりますので、地域の特性に応じて避難の方法を考えしてください。

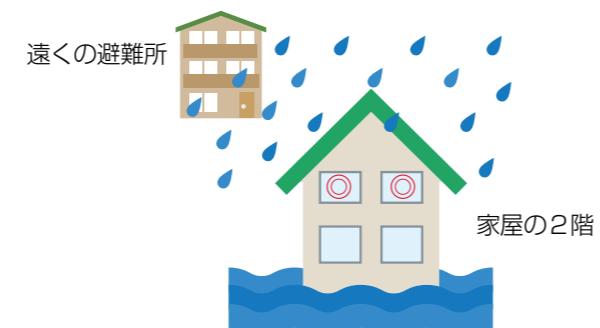
#### ・避難指示などが土砂災害を指すもの だったら

崖から遠い2階の部屋の方が安全です。



#### ・避難指示などが洪水を指すもの だったら

自宅の周辺が冠水しているなど、外が危険な場合は、  
2階に避難する方が安全です。



### 早めの避難を心がけましょう

状況に応じて最善の方法を選んでください。ただし、自宅避難が心もとないときは、状況が悪くなる前に（台風が接近する前など）、次に示す避難所に避難してください。

### 避難所について

台風・洪水・土砂災害の際には、避難所は次の施設の中から開設されます。テレビ・ラジオ・インターネットの情報や市役所からの放送などに注意し、開設している避難所を確認のうえ避難してください。

- ・東部公民館
- ・西部公民館
- ・南部公民館
- ・与北公民館
- ・筆岡公民館
- ・吉原公民館
- ・第6分団統合屯所（原田）
- ・善通寺隣保館

## 市内の緊急避難場所・避難所一覧

番号	名 称	所 在 地	☎	洪水		土砂	大地震	市内 ため池
				最大 規模	計画 規模			
★ 1	西中学校	文京町四丁目1番1号	62-2340	△	○	○	○	○
★ 2	中央小学校	文京町四丁目5番1号	62-1616	△	△	○	○	○
	中央分館	文京町四丁目5番1号	62-1616	○	○	○	○	○
3	中央公民館	善通寺町六丁目10番25号	62-4969	○	○	○	△	○
★ 4	東中学校	生野本町二丁目14番1号	62-2360	△	△	○	○	△
★ 5	南部小学校	生野町2990番地1	62-0702	○	○	×	○	○
★ 6	南部公民館	大麻町1306番地1	62-5685	○	○	○	○	○
7	生野分館	生野町1282番地2	62-2962	×	○	○	○	△
★ 8	西部小学校	善通寺町1146番地	62-0701	○	○	×	○	△
9	西部公民館	善通寺町1146番地	63-2391	○	○	○	△	△
★ 10	東部小学校	稻木町450番地1	62-0703	△	△	○	○	○
11	東部公民館	稻木町380番地3	62-5684	○	○	○	△	○
★ 12	与北小学校	与北町1238番地	62-0704	○	○	○	○	△
13	与北公民館	与北町1245番地2	62-0601	○	○	○	△	△
14	善通寺隣保館	与北町2870番地23	62-3224	×	○	○	×	○
★ 15	竜川小学校	原田町306番地1	62-0705	○	○	○	○	△
16	消防団第6分団統合屯所	原田町1424番地1	-	×	○	○	△	○
★ 17	市民体育館	金蔵寺町398番地6	62-7400	△	△	○	○	△
★ 18	筆岡小学校	中村町1575番地2	62-0706	△	○	○	○	○
19	筆岡公民館	弘田町288番地	62-0603	○	○	○	△	○
★ 20	吉原小学校	吉原町2811番地	62-0707	○	○	○	○	△
21	吉原公民館	吉原町1569番地1	62-0604	○	○	○	○	○

凡例 ◎：開設 ○：増設可能 △：条件付で増設可能（2階を使用など） ×：開設不可 ★：緊急避難場所

### 緊急避難場所（きんきゅうひなんばしょ）

「緊急避難場所」とは、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所のことです。

### 避難所（ひなんじょ）

「避難所」とは、災害によって避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間の避難生活を行う施設のことです。

※市内の緊急避難場所・避難所は、変更の可能性がありますので、開設の有無など詳細については防災管理課までお問い合わせください。

# 相談窓口

※変更になる場合がありますので、事前にご確認ください。

## ●夜間・休日に病気になつたら

名 称	内 容	開催日	時 間	連絡先
香川県小児救急電話相談 (15歳未満)	子どもの急な病気やけがへの対応方法などに看護師が電話で相談に応じ、必要に応じて医師がサポートします。医療機関への受診についてもアドバイスを行います。	毎日	19時～翌朝8時	#8000(局番なし) または 087-823-1588
香川県救急電話相談 (15歳以上)	急な病気やけがへの対応方法などに看護師が電話で相談に応じ、必要に応じて医師がサポートします。医療機関への受診についてもアドバイスを行います。	毎日	19時～翌朝8時	#7899(局番なし) または 087-812-1055
独立行政法人国立病院機構 四国こどもとおとなの 医療センター	緊急患者は、昼夜24時間受付けています。 なお、緊急性の低い患者が受診された時には、時間外選定療養費を保険診療分とは別に支払う必要があります。詳しくは、四国こどもとおとなの医療センターにお尋ねください。 【所在地】 善通寺市仙遊町二丁目1番1号	日中	8時30分～17時15分	62-1000
	夜間及び 土日祝日 年末年始	17時15分～翌朝8時30分	85-7777	

## ●相談

名 称	場 所	開催日	時 間	連絡先
一般相談（心配ごと相談）	総合会館3階（心配事相談室）	毎月 第3・第4火曜日	13時～16時	社会福祉協議会 63-5005
法律相談 【要予約】	総合会館3階（心配事相談室）	毎月 第3火曜日	9時～11時	社会福祉協議会 63-5005
法務登記相談 【要予約】	総合会館3階（心配事相談室）	毎月 第3木曜日	13時～15時	社会福祉協議会 63-5005
人権相談	総合会館3階（心配事相談室）	毎月 第2木曜日	10時～15時	人権課 63-6311
行政相談	総合会館3階（心配事相談室）	毎月 第1水曜日	13時30分～16時	秘書課 63-6300
行政相談委員による男女 共同参画相談	総合会館4階（相談室）	毎月 第3木曜日	13時30分～16時	秘書課 63-6300

## ●健康

名 称	場 所	開催日	時 間	連絡先
健康相談 (妊婦・乳幼児)	市役所1階（相談室）	月曜日～金曜日	8時30分～17時15分	子ども課 63-6365
健康相談 (予防接種・成人)	市役所1階（健康相談室）	月曜日～金曜日	8時30分～17時15分	保健課 63-6308
精神保健福祉相談	市役所1階（相談室）	月曜日～金曜日	8時30分～17時15分	社会福祉課 63-6339

## ●家庭

名 称	場 所	開催日	時 間	連絡先
家庭児童相談・女性相談	市役所1階（相談室）	月曜日～金曜日	8時30分～17時15分	子ども課 63-6371
少年相談・少年電話相談	総合会館4階（相談室）	月曜日～金曜日	8時30分～17時	少年育成センター 63-0415
民事調停手続案内	善通寺簡易裁判所	月曜日～金曜日	9時～16時	善通寺簡易裁判所 62-0315

## ●農業・税務

名 称	場 所	開催日	時 間	連絡先
農業相談	—	毎月 1回	10時～12時	農業委員会 63-6322
税務相談	四国税理士会丸亀支部 【所在地】丸亀市大手町	毎週 月曜日	13時～15時	四国税理士会丸亀支部 22-0041

## ●職業

名 称	場 所	開催日	時 間	連絡先
地域職業相談 (ハローワーク丸亀附属施設)	市民会館1階（地域職業相談室）	月曜日～金曜日	9時～17時	地域職業相談室 63-6262

## ●その他

名 称	場 所	開催日	時 間	連絡先
こころの電話相談 (香川県精神保健福祉センター)	電話相談員が対応します。必ずしも、ご本人が電話される必要はありません。 希望があれば、来所しての本格的な相談も可能です。また、必要に応じて他の相談機関や医療機関を紹介します。	月曜日～金曜日 (年末年始・休日は除く)	9時～16時30分	087-833-5560
香川いのちの電話 (社会福祉法人 香川いのちの電話協会)	誰にも言えない悩みや不安・死にたいなどの苦しみを、よき隣人としてお聞きします。 ※毎月10日は、自殺予防いのちの電話を開設しています。	年中無休	24時間	087-833-7830 FAX:087-861-4343
市民相談	市役所1階	毎月10日	8時～翌朝8時	0120-783-556 (フリーダイヤル)
多重債務者相談	—	月曜日～金曜日	9時30分～16時	市民課 63-6343
消費生活相談	中讃県民センター1階	月曜日～金曜日	9時～12時 13時～17時	四国財務局 多重債務相談員 087-831-2155
犯罪被害者相談	—	月曜日～金曜日	8時30分～12時 13時～17時	消費生活センター 62-9600
		月曜日～金曜日	10時～16時	かがわ被害者支援センター 087-897-7799

# 届出・手続き

## 証明書

窓口 市民課 ☎63-6306

### 窓口での交付

- 平日（月曜～金曜） 8時30分～17時15分  
請求の際には、虚偽の申請を防止するため、マイナンバーカード・運転免許証などによる申請者の本人確認を行っています。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

証明の種類	手数料	申請できる方	必要なもの
戸籍全部事項証明書（謄本）・個人事項証明書（抄本）	450円	・本人、配偶者、直系尊属・卑属（父母、祖父母、子、孫など） ・代理人（本人の委任状が必要）	・本人確認書類
除籍謄本・抄本 改製原戸籍謄本・抄本	750円		
戸籍の附票の写し	350円		
身分証明書	350円	・本人 ・代理人（本人の委任状が必要）	・本人確認書類
独身証明書	350円	・本人	・本人確認書類
死亡診断書の写し	350円	・利害関係人 ・代理人（利害関係人からの委任状が必要） ※手続き上必要な場合しか発行できません。	・本人確認書類 ・厚生年金の証書、簡易生命保険証書など、亡くなった本人の加入が確認できる書類（証書）
戸籍届書の受理証明書	350円	・本人 ・届出人	・本人確認書類
住民票の写し	350円	・本人、同世帯の方 ・代理人（本人の委任状が必要）	・本人確認書類
住民票記載事項証明書	350円	・本人、同世帯の方 ・代理人（本人の委任状が必要）	・本人確認書類
軽自動車用住民票記載事項証明書（住所確認書）	無料		・本人確認書類
印鑑登録証明書	350円	・本人 ・代理人	・印鑑登録証

### コンビニでの交付

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで、各種証明書が取得できます。

#### ●利用可能時間

6時30分～23時 ※年末年始（12月29日～1月3日）、メンテナンス日（不定期）を除く。

#### ●利用可能店舗

全国のコンビニエンスストア ※キオスク端末（マルチコピー機）設置店舗に限る

#### ●取得できる証明書と発行手数料

窓口より100円安価に取得できます。

#### <善通寺市に住民登録をされている方>

- 住民票の写し（250円。本人及び同一世帯に記載されている方のもの。）
- 印鑑登録証明書（250円。印鑑登録が済んでいる本人のもの。）

#### <善通寺市に本籍がある方>

- 戸籍全部事項証明書、個人事項証明書（350円。本人及び同一戸籍に記載されている方のもの。）
- 戸籍の附票の写し（250円。本人及び同一戸籍に記載されている方のもの。）

#### ●注意事項

- 消除された住民票の写し、除かれた戸籍の証明書、除かれた戸籍の附票の写しは取得できません。
- 善通寺市外に住民登録をされている方が戸籍の証明書の取得を希望される場合は、コンビニに設置のキオスク端末で、事前に利用登録申請が必要です。申請後、登録完了まで5日程度かかります。
- 利用者証明用電子証明書が搭載されているマイナンバーカードのみ、利用できます。
- 住民基本台帳カードではコンビニ交付サービスをご利用いただけません。
- 市役所1階市民ロビーに設置しているキオスク端末でも各種証明書が取得できます。

利用可能時間8時30分～17時15分 ※市役所開庁日、メンテナンス日（不定期）を除く。

## 電話予約による受付（休日・夜間の交付）

住民票の写し・印鑑登録証明書・軽自動車用住民票記載事項証明書について、開庁時に電話で予約することで夜間・休日でも証明書を受け取ることができます。印鑑登録証明書は、予約時・受け取り時に印鑑登録証が必要です。



#### ●予約受付窓口

市民課 ☎63-6306

#### ●予約受付時間

【月曜日～金曜日】8時30分～17時15分

#### ●交付する時間

【月曜日～金曜日】17時15分～22時

【土曜日・日曜日・祝日】8時30分～22時

#### ●交付場所 市役所守衛室

#### ●受け取り時必要なもの

本人確認書類、印鑑、手数料、印鑑登録証  
(印鑑登録証明書を受け取るとき)

## 本人通知制度

本人通知制度とは、事前登録された方について、その方の住民票の写しなどを代理人や第三者に交付した場合に「証明書を交付した」ということを、郵送で本人にお知らせする制度です。この制度により、住民票などの不正請求の早期発見につながり、身元調査などを目的とした不正取得を抑制する効果が期待できます。

#### ●登録できる方

- 善通寺市に住民登録をされている方  
(消除された住民票も含みます。)
- 善通寺市に本籍がある方  
(除かれた戸籍も含みます。)

#### ●登録方法

必要書類を揃えて、市役所市民課で申請してください。直接窓口で手続きできない方は、郵送による登録も可能ですので、詳しくはお問い合わせください。登録は無料で期限はありません。

#### ●必要書類

- 本人通知制度事前登録申込書
- 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証など)  
※代理人が届出する場合は追加書類が必要です。市民課窓口へお問い合わせください。

## 届出

窓口 市民課 ☎63-6306

### 戸籍に関する届出

届出の名称	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	出生の日から14日以内	出生地、本籍地、届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	父または母	・届書 ・届出人の印鑑（任意） ・母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	親族など	・届書 ・届出人の印鑑（任意）
婚姻届	届出をした日から法律上の効果が発生	夫または妻の本籍地または所在地の市区町村役場	夫と妻	・届書 ・届出人の印鑑（任意） ・戸籍謄本1通（善通寺市に本籍のない方） ・証人が2名必要
転籍届	届出をした日から法律上の効果が発生	転籍者の本籍地、届出人の所在地または転籍地の市区町村役場	戸籍の筆頭者及び配偶者	・届書 ・戸籍謄本（同一市区町村内での転籍の場合不要） ・届出人の印鑑（任意）

※戸籍の届出は、市役所の開庁時間以外でも受け付けています。夜間及び休日に届け出る方は、市役所守衛室にお越しください。届出に不備があるときは、後日、市民課窓口に来ていただくこともありますので、ご了承ください。戸籍に関する届出についてご不明な点がありましたら、市民課までお問い合わせください。

## 住民の異動に関する届出

引っ越しをされた方、する予定の方、世帯構成の変更などがあった方は、住民登録に関する届出が必要です。住民基本台帳をもとに、選挙、国民健康保険、児童手当などの各種行政事務が行われます。

届出の種類	届出の期間	届出人	届出に必要なもの
転入届	転入した日から 14 日以内	本人または世帯主	転出証明書（前住所地で発行）、印鑑、本人確認書類
転出届	転出する日の前後 14 日以内		印鑑、本人確認書類、国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
転居届	転居した日から 14 日以内		印鑑、本人確認書類、国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
世帯変更届	変更した日から 14 日以内		印鑑、本人確認書類、国民健康保険被保険者証（加入者のみ）

- ・本人または同世帯以外の方が届出をする場合、委任状が必要です。
- ・【本人確認書類】マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カードなど。
- ・転入と転居の届出の際、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方はカードの手続きが必要ですのでお持ちください。
- ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードを使って、転入と転出を届け出ることができます。窓口でお申し出ください。
- ・国外から転入される場合は、必要書類が異なりますのであらかじめお問い合わせください。
- ・介護保険証、後期高齢者医療保険証、身体障害者手帳、子育て支援医療、児童手当、ひとり親家庭等医療など資格をお持ちの方は、それぞれ手続きが必要です。

## 印鑑登録

窓口 市民課 ☎63-6306

### 印鑑登録の申請手続き

届出の種類	届出に必要なもの
本人の場合	<p>① 登録する印鑑 ② 官公署発行の顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど） ③ ②をお持ちでない場合、保証書（善通寺市の印鑑登録者で保証人になってくれる方と同伴でその方の印鑑登録証と実印を持参）</p> <p>※③の場合、登録される方の本人確認書類として、保険証・年金手帳など</p> <p>※上記のものをお持ちの方は即日登録できます。</p> <p>※②または③がない場合は、確認のため照会書（回答書）を住所地へ送付しますので、回答部分に記入・押印のうえ、再度照会書（回答書）を持参された日の登録になります。</p>
代理人の場合	<p>①登録する印鑑 ②代理人の認印 ③代理人の身分証明書 ④委任状（別世帯のみ）</p> <p>※登録の申請を受け、確認のため照会書（回答書）を登録する方の住所地へ送付します。登録する方が回答部分に記入・押印し、再度代理人が照会書（回答書）と上記①②③を持参された日の登録になります。</p>

#### ●印鑑登録できる方

善通寺市に住民登録がある15歳以上の方（意思能力を有しない方を除く）

#### 登録できる印鑑

・住民票に記載されている氏名等の文字を表している印鑑。

#### 登録できない印鑑

・氏名、旧氏または通称以外の事項を表している印鑑。  
・ゴムやプラスチックなどの変形しやすい材質の印鑑。  
・印影の一辺の長さが8mmの正方形より小さい印鑑。  
・印影の一辺の長さが25mmの正方形より大きい印鑑。  
・すり減ったり、欠けたりして、印影を鮮明に表しにくい印鑑。  
・他の方が登録している印鑑。

#### ●次の場合はお問い合わせください

- ・印鑑登録証や登録印を紛失したとき
  - ・登録印を変更したいとき
  - ・登録印を廃止したいとき
- 手数料
- 登録手数料：300円／1件  
印鑑登録証明書交付手数料：350円／1通
- ※印鑑登録証をお持ちください。提示がなければ証明書を交付できません。
- ※コンビニ交付を利用する場合は、マイナンバーカードのみで、印鑑登録証は不要です。



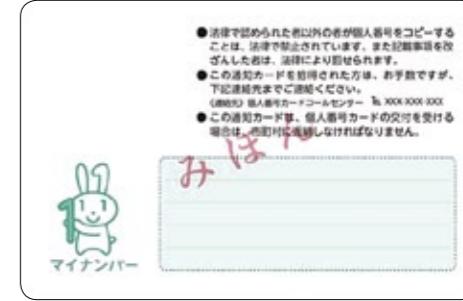
## マイナンバー（個人番号）

窓口 市民課 ☎63-6306

### マイナンバーのカードの種類

#### ●マイナンバー通知カード

マイナンバーを証明するためのものとして使用できます（氏名、住所等が住民票に記載されている内容と一致している場合）が、本人確認書類としては使用できません。



#### ●マイナンバーカード（個人番号カード）

希望者にのみ交付される、プラスチック製のカードです。マイナンバーが裏面に印字されているため、マイナンバーを証明するものとして使用できるほか、顔写真が記載されており、本人確認書類としても利用可能です。



### マイナンバーカードの作り方

#### 【方法1】オンラインで申請する

スマートフォンやパソコンなどでマイナンバーカード申請用WEBサイト (<https://net.kojinbangocard.go.jp/>) ハイアクセスし、必要事項を入力して申請します。

#### 【方法2】市役所で申請する

申請補助端末による申請補助を市民課で行っています。申請に必要な写真は市民課で撮影します。（無料）本人確認書類等が必要になりますので、詳しくは市民課までお問い合わせください。

#### 【方法3】郵送で申請する

個人番号カード交付申請書に、ご自身の顔写真を貼り、郵送で申請します。

#### 【方法4】証明写真機で申請する

マイナンバーカード申請機能搭載の証明写真機で顔写真を撮影し、マイナンバーカードを申請する方法です。マイナンバーカード申請機能が搭載されている証明写真機かどうか、あらかじめ確認のうえご利用ください。

#### ●受取方法

マイナンバーカードは、申請後約1ヶ月程度で市役所へ届きます。お渡しの準備ができましたら、個人番号カード交付通知書（ハガキ）でお知らせします。受取の際は電話予約のうえ、必要書類を持って来庁してください。受取には、原則ご本人の来庁が必要です。

### マイナンバーのカードを紛失してしまったら

#### ●通知カード紛失の場合

市民課への届出が必要です。また、自宅外で紛失した場合や盗難に遭った場合などにつきましては、警察への届出もあわせて行ってください。

#### ●マイナンバーカード紛失の場合

市民課への届出が必要です。また、自宅外で紛失した場合や盗難に遭った場合などについて、警察への届出もあわせて行ってください。さらに、下記のいずれかの電話番号に連絡し、電子証明書などの個人番号カード機能の一時停止依頼を行ってください。なお、再発行を希望される場合は、市民課窓口でお申出ください。

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

☎0120-95-0178

個人番号カードコールセンター（有料）

☎0570-783-578

（繋がらない場合には ☎050-3818-1250）

## 公的個人認証サービスとは

インターネットを通じて安全・確実な行政手続などを行う際、他人によるなりすまし申請や電子データが通信途中で改ざんされていないことを確認するための機能（電子証明書）を、全国どこに住んでいる方に対しても安価に提供するものです。公的個人認証サービスを利用することによって、ご自宅や職場などのパソコンから様々な行政手続などを行うことができます。

## サービスを利用する方

- ・マイナンバーカードを所有している方
- ・住民基本台帳カードを所有している方（電子証明書が有効である方のみ）

※15歳未満の方、成年被後見人の方には電子証明書が発行できないため、サービスをご利用いただけません。

## 電子証明書の新規発行・更新申請に必要なもの

## 申請者本人が手続する場合

- ・申請者本人のマイナンバーカード
- ・印鑑（認印可）
- ・手数料200円（手数料が発生する場合のみ）

## （注意事項）

マイナンバーカードの暗証番号が不明の場合、暗証番号再設定手続のため、追加で必要書類が発生します。

## 住民基本台帳カード（住基カード）

平成27年12月までの間、市区町村から発行されていたカードです。写真ありと写真なしの2種類があり、写真付住民基本台帳カードは本人確認書類として利用できます。お持ちの住民基本台帳カードは、有効期限まで利用できます。有効期限満了後は、必要に応じて、マイナンバーカードを取得してください。

## 税金・年金

## 税金・保険料

## 個人の市・県民税

## ●計算方法

市・県民税は次の均等割と所得割の合計額から税額控除を引いた額となります。

【均等割】市民税3,500円、県民税1,500円

【所得割】課税所得金額（総所得金額－所得控除合計）に対し、一律10%（市民税6%、県民税4%）の税率が適用されます。（土地・家屋の譲渡所得など、他の所得と分離して課税されるものは税率が異なります。）

## ●課税の対象となる方

1月1日現在、市内に住所を有し、前年に一定額を上回る所得があった方

## ●納付方法

市・県民税の納付方法には、特別徴収（年金・給与）と普通徴収（納付書・口座）の2種類があります。特別徴収（給与）の方は、毎年6月～翌年の5月まで、勤務先の給与より毎月天引きされます。特別徴収（年金）の方は、老齢基礎年金などの公的年金より天引きされます。

一方、普通徴収の方は、市より送付される納付書、または口座振替により、納めていただくことになります。また、給与所得者で給与以外の所得（不動産・農業・一時など）がある場合に、特別徴収と普通徴収を併用することができます。

## 法人市民税

## ●課税の対象となる法人

法人市民税は市内に事務所や事業所などがある法人（会社など）のほか、法人でない社団または財団にかかる税で、「均等割」と「法人税割」を合算したものになります。均等割は資本金などの金額と従業者数に応じて決まり、法人税割は、事業年度内の利益に応じて負担いただきます。

## ●申告と納税

法人市民税は申告納付制度になっており、納税義務者である法人が自ら税額を計算し、申告した税額を納めることになります。事業年度終了の翌日から2ヶ月以内に申告し、同時に納めてください。ただし、申告期限の延長の特例を受けているときは、その月数以内に申告してください。

## 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在、固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人が、その価格をもとに算定される税額を、その所在する市町村に納める税金です。また、都市計画税は、道路、公園、下水道などの「都市計画施設」の整備に関する事業や市街地開発事業、土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただく目的税です。

## ●納税義務者

**土地** 每年1月1日現在、土地登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

**家屋** 每年1月1日現在、建物登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方

**償却資産** 每年1月1日現在、償却資産課税台帳に所有者として登録されている方（都市計画税はかかりません。）

※償却資産とは会社（法人）や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品などをいいます。

## ●税率

「課税標準額×税率」で税額を算出します。

固定資産税1.4% 都市計画税0.1%

## ●税のかからない方（免税点）

同一人が市内に所有する土地、家屋、償却資産について、それぞれの課税標準額の合計額が右表の金額に満たない場合には、固定資産税、都市計画税のいずれもかかりません。（ただし、償却資産については、免税点未満であっても申告の必要があります。）

区分	免税点
土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

## ●評価額

土地と家屋については、原則として、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。基準年度以外の年（据え置き年度）は、新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。ただし土地の価格は、据え置き年度に地価の下落があり、価格を据え置くことが適当ではないときは、価格の修正を行います。償却資産については、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただき、価格を決定します。

## 軽自動車税（種別割）《原動機付自転車等を含む》

### ●課税の対象となる方

原動機付自転車・軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車を、その年の4月1日現在、所有している方に課税されます。したがって4月2日以降に廃車されても、その年度分の税金は納めていただくことになります。なお、三輪以上の軽自動車を取得された方には環境性能割が課税されます。

### ●小型特殊自動車の登録

農耕作業用のトラクターやコンバインなどは、小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象になります。これらを所有し、まだ登録されていない方は、早急に登録手続きをお願いします。

### ●車種及び税額表

#### ▼原付や125cc以上のバイクなど

車種区分		税率（年税額）
原動機付自転車	50cc以下または0.6kw以下	2,000円
	50cc超90cc以下または0.6kw超0.8kw以下	2,000円
	90cc超125cc以下または0.8kw超1.0kw以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪（125cc超250cc以下）		3,600円
二輪の小型自動車（250cc超）		6,000円

#### ▼三輪以上の軽自動車（新規登録年月については、「自動車検査証」の「初度検査年（登録）年月」を参照してください。）

車種区分		平成27年3月31日までに新規登録	平成27年4月1日以後の新規登録車	新規登録から13年超の車両
四輪以上のもの	三輪のもの	3,100円	3,900円	4,600円
	乗用	5,500円	6,900円	8,200円
		7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	3,000円	3,800円	4,500円
		4,000円	5,000円	6,000円

※他にグリーン化特例（軽課）税率があります。詳しくは担当までお問合せください。

### ●異動手続き

軽自動車などを取得、譲渡または廃車したり住所が変わったときは手続きをお願いします。

車種	届出場所
原動機付自転車（125cc以下）	市役所税務課 ☎ 63-6305
小型特殊自動車（農耕用、その他）	
軽自動車	軽自動車検査協会 ☎ 050-3816-3122
二輪の小型自動車（125cc超）	香川運輸支局 ☎ 050-5540-2075

## 国民健康保険税

国民健康保険税は、国などの補助金と合わせて、みなさんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、出産育児一時金、葬祭費などの給付の費用に充てられます。1年間の国民健康保険税額は、前年の所得金額、加入者数などを基に、基礎課税（医療保険）分と後期高齢者支援金分、介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの医療保険加入者）分を計算し、合計した金額です。（それぞれの税率、計算方法などは年度によって異なります。詳細については、市広報紙7月号や市ホームページをご確認ください。）

### ●税額の決定と変更

毎年7月に、その年の4月から翌年3月までの間の税額を決定し、納税通知書を世帯主あてに郵送します。税額を決定した後に、加入者の人数や所得の変更などがあった場合は、再計算し、変更後の納税通知書を随時郵送します。納付方法は、納付書または口座振替で納付する普通徴収と世帯主の年金からの天引きで徴収する特別徴収の2種類があります。

#### ▼年度の途中で加入、脱退した場合の税の計算

年度の途中で加入した場合	加入した月の分から月割で計算し、その都度、納税通知書を郵送します。
年度の途中で脱退した場合	脱退した月の前月までの分を月割で再計算し、変更後の納税通知書を郵送します。なお、納め過ぎの国民健康保険税がある場合は還付します。
年度の途中で40歳になった場合	40歳になった月から介護保険第2号被保険者分を納付していただくため、増額分の納税通知書を郵送します。
年度の途中で65歳になった場合	あらかじめ、65歳になる月の前月までの介護保険第2号被保険者分を計算して納税通知書を郵送しています。65歳到達月分からは、介護保険第1号被保険者として別に納めることになります。
年度の途中で75歳になった場合	あらかじめ、75歳になる月の前月までの国民健康保険税を計算して納税通知書を郵送しています。75歳到達月分からは、後期高齢者医療制度によって別に納めることになります。

### ●納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が国民健康保険税に加入していない場合でも、その世帯に国民健康保険加入者がいれば、世帯主に国民健康保険税の納税義務が生じます。また、納付書や保険証の表紙などにも世帯主が記載されます。

## 介護保険料

### ●40歳から64歳までの方

#### 国民健康保険に加入している方

保険料は国民健康保険税の算定方法と同様で、世帯ごとに決められ、医療保険分と後期高齢者支援金分と介護保険分とを合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。

#### 職場の医療保険に加入している方

給与から徴収されます。

### ●65歳以上

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されることになっています。納付方法は下記のとおりです。

#### 特別徴収(年金天引き)

年金が年額18万円以上の方は、年金の支払い月に年6回に分けて天引きになります。(本来、年金から天引きになる特別徴収の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。)

#### 普通徴収(納付書、口座振替)

年金の年額18万円未満の方は、送付される納付書や口座振替により納めます。便利で安全な口座振替をお勧めします。

## 後期高齢者医療保険

### ●保険料の決まり方

加入者が等しく負担する「均等割額」と加入者の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となります。保険料率は、香川県内いずれの市町にお住まいでも同じです。

**保険料(年額)=均等割額(50,800円)+所得割額**

基礎控除(43万円)後の総所得金額等×所得割率9.80%

- 保険料の賦課期日は4月1日です。ただし、年度途中に被保険者資格を取得した方の賦課期日は、資格取得日になります。
- 保険料の上限は、1人につき66万円です。
- 保険料に100円未満の端数があるときは、切り捨てとなります。

### ●保険料の軽減

#### 均等割額の軽減

所得が少ない世帯に属する方については、加入者や世帯主の所得等に応じて均等割額の7割、5割、2割が軽減されます。

### ●被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療保険制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、後期高齢者医療制度の対象となってから2年間は均等割額の5割が軽減されます。(被用者保険の被扶養者とは、協会けんぽ、船員保険、組合健保、共済組合などの保険の被扶養者のことです。)

### ●納付方法

#### 特別徴収(年金天引き)

年金額が年額18万円以上かつ介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない方は、年金の支払い月に年6回に分けて天引きされます。(本来、年金から天引きになる特別徴収の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。)

#### 普通徴収

年金額が年額18万円未満もしくは介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超える方は、送付される納付書や口座振替により納めます。便利で安全な口座振替をお勧めします。

## 市税・保険料の納期

窓口 税務課 ☎ 63-6346(収納係)

区分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税県民税	普通徴収			1期 全期		2期		3期		4期			
	特別徴収	6月から翌年度5月までの12回で給与から天引き・納期限は翌月10日まで											
	年金特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
法人市民税		事業年度終了日から2ヶ月以内											
固定資産税 都市計画税	1期 全期			2期					3期		4期		
	軽自動車税(種別割)	全期											
国民健康保険税	普通徴収			1期 全期		2期	3期	4期	5期	6期			
	年金特別徴収	1期		2期		3期	4期	5期	6期	7期	8期		
後期高齢者 医療保険料	普通徴収			1期 全期		2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
	年金特別徴収	1期		2期		3期	4期	5期	6期	7期	8期		
介護保険料	普通徴収			1期 全期		2期	3期	4期	5期	6期			
	年金特別徴収	1期		2期		3期	4期	5期	6期	7期	8期		

## 納付場所

### ●市税等取扱金融機関

香川県農業協同組合、百十四銀行、香川銀行、中国銀行、四国銀行、四国労働金庫、高松信用金庫、ゆうちょ銀行(窓口納付は四国内かつ納期限内に限る。)

### ●コンビニエンスストア・スマートフォン決済

コンビニ・スマートフォン決済で納付できる市税など

市民税県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料

### 納付に際しての注意点

- 次のいずれかに該当する場合は納付できません。
- 納期限を過ぎたもの
- 納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるもの
- 納付用バーコードの印字がないもの
- 納付書のバーコードが、破損・汚損などにより読み取れないもの
- 納付書の金額が訂正されているもの

## 納付相談

納税に関するご相談は税務課までお越しいただくか、電話などでご連絡ください。

## お知らせ

納付書に記載されている納期ごとに、納期限内に納付してください。

納期限を過ぎると、督促状が発送される場合や滞納金が発生する場合があります。

## 口座振替

金融機関の預貯金口座から自動的に納税される方法です。納期ごとに市役所や金融機関などへお出かけいただかなくても、自動的に指定口座から振替納税されるので、安全・確実・便利です。ただし、市民税県民税、固定資産税・都市計画税以外の税目については全期前納はできません。

### ●口座振替の手続き

#### 窓口

税務課、市税等取扱金融機関

#### 必要なもの

指定口座の預貯金通帳、通帳のお届け印、納税通知書

## 国民年金

窓口 市民課 ☎63-6306

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人は原則として国民年金に加入することになっています。年をとったり、病気やけがで障がい者になったりしたときは、加入期間に応じて年金や一時金が受けられます。国民年金被保険者の種類は3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料納付方法が違います。

区分	加入する人	納付方法
第1号被保険者	自営業・農林漁業の方、学生や無職の方などで20歳以上60歳未満の方（第2号・第3号被保険者を除くすべての方） 希望すれば加入できる方（任意加入者） ①日本国内に住む60歳以上65歳未満の方 ②海外に住む、20歳以上60歳未満の日本人 ③65歳以上70歳未満の方で、任意加入の特例に該当する方	日本年金機構から送付される納付書で現金納付や口座振替で納付、クレジットカードで納付する方法などがあります。前払い（前納）すると割引があります。 (保険料) 2022年度は16,590円/月 附加保険料は400円/月
第2号被保険者	会社員 公務員など	給料から天引きされます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	納付の必要はありません。

## 保険料の納付が困難なとき

国民年金保険料を納めることが経済的に難しい場合、本人の申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけではなく、万一の事故などにより障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。申請免除は申請時点の2年1ヶ月前の月分までさかのぼって申請できます。

### 1. 申請免除

- (1) 免除（全額・4分の3・半額・4分の1）制度（対象期間：7月から翌年6月までの間）
 

申請者、配偶者、世帯主の前年の所得状況などで審査され、定められた基準以下であれば、保険料の全額または一部が免除されます。
- (2) 納付猶予制度（対象期間：7月から翌年6月までの間）
 

50歳未満の方（学生を除く）で、本人、配偶者の所得状況などで審査され、定められた基準以下であれば、保険料の納付が猶予されます。
- (3) 学生納付特例制度（対象期間：4月から翌年3月までの間）
 

学生の方のみ申請できます。申請者の前年の所得状況などで審査され、定められた基準以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

### ●手続きに必要なもの

- ・本人確認ができるもの
- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード）
- ・離職票などが必要な場合があります。
- ・(3)の手続きをする場合は、学生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面も含む。）のコピーまたは在学期間がわかる在学証明書（原本）も必要です。

## こんな時には届出を

こんなとき	どうする	届出先
20歳になったとき	厚生年金保険加入の方以外は国民年金に加入の手続き	第1号被保険者→市民課 第3号被保険者→配偶者の勤務先
会社を退職したとき	第1号被保険者への種別変更の手続き（被扶養配偶者も同様）	市民課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続き	配偶者の勤務先
配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続き	市民課
被扶養配偶者が会社をかわったとき	引き続き第3号被保険者となる手続き	配偶者の新しい勤務先
基礎年金番号通知書、年金手帳をなくしたとき	基礎年金番号通知書の再交付手続き	第1号被保険者→年金事務所・市民課 第3号被保険者→年金事務所
出産したとき（「第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方）	出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間の国民年金保険料の免除手続き（多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間）	市民課 ※出産予定日の6ヶ月前から届出可能

### ●手続きに必要なもの

本人確認できるもの、基礎年金番号通知書または年金手帳、個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、通知カード）が必要です。手続きにより、退職日が分かるもの（離職票など）、扶養から外れたことが分かる証明書、出産（予定）日が確認できる母子健康手帳なども必要になりますのでご注意ください。

	全額免除	一部免除	納付猶予 学生納付特例	未納
老齢基礎年金の 年金額の計算に	受給資格期間に あります	一部の保険料を納 めるとあります	あります	入ません
		一部の保険料を納めると、免除区分に 応じて2分の1から8分の7が算入さ れます	算入されません	算入されません
障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に	あります	一部の保険料を納 めるとあります	あります	入ません
後から納付することは		10年以内であれば、納めること（追納）ができます		2年を過ぎると納め ることができません

### 2. 法定免除

- 次に該当する国民年金の第1号被保険者は、届け出れば保険料が免除されます。
- ・障害基礎年金、障害等級が2級以上の障害厚生年金（障害共済年金）を受けている方
  - ・生活保護法による生活扶助を受けている方
  - ・厚生労働大臣が指定する施設（ハンセン病療養所、国立保養所など）に入所している方

# 健康・医療

## 国民年金給付の種類

種類	受給条件
老齢基礎年金	納付済期間と保険料免除を受けた期間などの合計が10年以上ある方(平成29年7月31日までは、受給資格期間が原則として25年以上必要でした。)が、65歳になったときから支給されます。
付加年金に加入のとき	付加保険料を納めた方が老齢基礎年金の受給権を得たときに、老齢基礎年金に加算して支給されます。
障害基礎年金	原則として、国民年金に加入している間に、病気やけがで障がい(「国民年金法」で定める障がいの程度が2級以上に該当)になったときに支給されます。保険料納付要件があります。
特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金などを受給していない障がい者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、平成17年4月から福祉的措置として創設された制度です。 【対象者】 (1) 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生 (2) 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者などの配偶者 (1)または(2)に該当する人で、国民年金に任意加入していなかった期間中に生じた傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1級や2級の障がいの状態にある方
遺族基礎年金	国民年金加入者または老齢基礎年金を受けられる方が亡くなったとき、その人の収入で生活していた子*のある配偶者、または子に支給されます。保険料納付要件があります。
寡婦年金	老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が亡くなったとき、婚姻関係が10年以上ある妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。
死亡一時金	第1号被保険者としての国民年金保険料を36ヶ月(3年)以上納めている方が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられない場合に支給されます。

\* 18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障がいの状態にある子

年金額は年度により変わる場合もあります。

詳しくは、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/index.html>) をご覧ください。

## 国民健康保険



市民課 ☎ 63-6306(国保の加入・脱退)  
保健課 ☎ 63-6308(国保の給付)

### 加入・脱退

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき、安心してお医者さんにかかるように、加入者(被保険者)がお金(保険税)を出し合って、医療費を補助する制度です。次の方以外、すべての方が国保に必ず加入しなければなりません。

- ・職場の健康保険(健康保険組合や共済組合等)に加入している方
- ・後期高齢者医療制度の対象となる方
- ・生活保護を受けている方

### 届出

届出の必要な場合		届出に必要なもの*
国保に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	在留カードなど
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入了とき	国保と職場の健康保険の保険証(後者が未交付の場合は、加入を証明するもの)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書
	外国籍の方がやめるとき	保険証・在留カードなど
その他の届出	ほかの市区町村から転入してきたとき	ほかの市区町村の転出証明書
	ほかの市区町村に転出するとき	保険証
	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	世帯を分けたり、一緒になったりしたとき	保険証
	修学のため、別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書
	保険証をなくしたとき	身分を証明するもの

\* 届出にはマイナンバーと本人確認書類が必要です。

## 医療の給付・自己負担割合

病気やけがをしたとき、医療機関や保険薬局に被保険者証(保険証)を提示すれば、一部負担金を支払うだけで次のような医療を受けられます。

### ●国保で受けられる医療

診察、在宅療養・看護、入院・看護、薬や治療材料の支給、医療処置・手術、訪問看護など

### ●自己負担割合(一部負担金)

義務教育就学前(2割)、義務教育就学以上70歳未満(3割)、70歳以上75歳未満(2割)、【現役並み所得者】3割)

## 70歳以上の方の医療

国保に加入している方が70歳になると自己負担割合や自己負担限度額が変更になります(現役並み所得者を除く)。75歳になると後期高齢者医療制度で医療を受けることになります(ただし一定の障がいのある方は、65歳を過ぎると後期高齢者医療制度の適用を受けることができます)。

### ●70歳になったとき

70歳の誕生日の翌日(誕生日が1日の方はその月)から、保険証と高齢受給者証を提示して医療を受けます。

※令和4年8月より、保険証と高齢受給者証が1枚のカードになります。

### ●75歳になったとき

75歳の誕生日当日から、後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

## 高額療養費

同じ月内にかかった医療費の自己負担額が高額になったときは、申請して認められると限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

### ●70歳未満の場合

#### 限度額適用認定証の申請

医療機関の窓口での支払いは「限度額適用認定証」を提示することにより、自己負担限度額まで済みます。

「限度額適用認定証」はあらかじめ保健課窓口に申請してください。

#### 自己負担限度額（月額）

区分	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）
ア	年間所得901万円超 252,600円+（医療費の総額-842,000円）×1%	140,100円
イ	年間所得 600万円超901万円以下 167,400円+（医療費の総額-558,000円）×1%	93,000円
ウ	年間所得 210万円超600万円以下 80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1%	44,400円
エ	年間所得210万円以下 57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯 35,400円	24,600円

\*年間所得=総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額

①暦月（1日～末日）ごとに計算をします。

②同じ医療機関でも医科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。

③2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算になります。

④入院時の食事代や差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

⑤同一世帯で同じ月内に21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合算して自己負担限度額を超えた額が、申請によりあとから支給されます。

### ●70歳以上75歳未満の場合

70歳以上75歳未満の方は、外来（個人単位）の限度額を適用したあとに、外来+入院（世帯単位）の限度額を適用します。なお、「低所得者I」と「低所得者II」の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「現役並み所得者I・II」の方は「限度額適用認定証」が必要です。あらかじめ保健課窓口に申請してください。

#### 自己負担限度額（月額）

区分	個人の限度額（外来のみ）	世帯の限度額（外来+入院）
現役並み所得者	III 課税所得 690万円以上 252,600円+（医療費の総額-842,000円）×1% 【140,100円】	
	II 課税所得 380万円以上690万円未満 167,400円+（医療費の総額-558,000円）×1% 【93,000円】	
	I 課税所得 145万円以上380万円未満 80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1% 【44,400円】	
一般	18,000円 〈年間上限144,000円〉*	57,600円 【44,400円】
低所得者II	8,000円	24,600円
低所得者I	8,000円	15,000円

\* 年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

【】内は、過去1年間に4回以上該当した場合の4回目以降の限度額。

①暦月（1日～末日）ごとに計算をします。

②外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。

③病院・診療所、医科・歯科の区別なく合算します。

④入院時の食事代や差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

## 入院時の食事代

入院をしたときは、診療や薬にかかる費用とは別に、食事代の一部を自己負担します。残りの費用は国保が負担します。

区分	負担額
一般（下記以外の方）	1食460円
住民税非課税世帯 低所得者II	過去1年間の入院が 90日以内 1食210円
	過去1年間の入院が 91日以上 1食160円
低所得者I	1食100円

## 特定疾病療養受療証

厚生労働大臣指定の特定疾病で長期間にわたって高額な治療を必要とする場合は、自己負担限度額が1医療機関につき、1ヶ月10,000円（慢性腎臓不全で人工透析が必要な70歳未満で「年間所得」が600万円を超える人は20,000円）となります。「特定疾病療養受療証」を発行しますので、保健課窓口に申請してください。

## 療養費

次のような場合には、いったん全額自己負担となります。あとから申請して認められると、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- ・急病などでやむを得ず、被保険者証（保険証）を提示せずに治療を受けたとき
- ・医師が治療上必要と認めた治療用装具（コルセット、ギプス、義足など）を購入したとき
- ・国保を扱っていない柔道整復師の施術代（骨折、脱臼、ねんざなど）
- ・医師が治療上必要と認めたはり・きゅう・マッサージを受けたとき
- ・海外滞在中に医療機関にかかったとき（治療目的で渡航した場合は除く）

## 出産育児一時金

被保険者が出産したときに支給されます。（妊娠85日以降であれば、死産・流産でも支給されます。）出産育児一時金は原則として、国保から直接医療機関に支払いますので、市役所への申請は不要ですが、下記の場合は、申請が必要です。

- ・出産にかかる費用が42万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関で分娩した場合は40万8千円）未満であった場合
- ・直接支払制度を利用しない場合（出産費用を退院時にいったんご自身でお支払いいただくことになります。）

## 葬祭費

被保険者が死亡したときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費として3万円を支給します。被保険者証（世帯主が亡くなられた場合は、世帯全員の被保険者証）、葬祭を行った方（喪主）であることを証明するもの（会葬礼状、領収書など）、葬祭を行った方の印鑑・振込先のわかるもの（通帳など）をお持ちのうえ、申請してください。

## 移送費

重病などで、医師の指示により入院や転院が必要な場合に移送の費用がかかったとき、申請して認められると支給されます。

## 交通事故などにあったとき

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、国保で治療を受けることができます。本来、治療費は加害者が支払うのですが、一時的に国保が立て替え払いをして、あとから国保が加害者に費用の請求をします。示談の前に被保険者証、印鑑、交通事故証明書、傷病届をお持ちのうえ、保健課窓口に届け出してください。

## 高額医療・高額介護合算制度

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間に医療費と介護保険の両方で、自己負担がある世帯のうち、自己負担の合算額が下記の限度額を超える場合、限度額を超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。該当する方は1年ごとに申請が必要です。

年齢	区分	自己負担限度額（年額）
70歳未満	年間所得901万円超	212万円
	年間所得600万円超901万円以下	141万円
	年間所得210万円超600万円以下	67万円
	年間所得210万円以下	60万円
	住民税非課税世帯	34万円
70歳以上75歳未満	III 課税所得690万円以上	212万円
	II 課税所得380万円以上690万円未満	141万円
	年間所得145万円以上380万円未満	67万円
	一般	56万円
	低所得者II	31万円
低所得者I	低所得者I	19万円

## 後期高齢者医療制度

窓口 保健課 ☎63-6308

後期高齢者医療制度は、香川県後期高齢者医療広域連合が保険者となって運営しており、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上の高齢者を対象とした保険制度として、平成20年4月に創設されました。

### ●被保険者証（保険証）

75歳になると1人に1枚交付されます。75歳の誕生日の前月中旬に特定記録郵便で広域連合から送られてきます。また、65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方は、広域連合の認定を受けた日から被保険者となり、被保険者証（保険証）が交付されます。加入は任意ですので、認定を受ける場合や撤回する場合は、保健課窓口への届出が必要です。

### ●自己負担割合

医療機関の窓口では医療費の一部を自己負担します。自己負担割合は被保険者の世帯の住民税課税所得や収入額に応じ、1割（一般）と3割（現役並み所得者）に分かれています。（令和4年10月1日から新たに1割・3割に加え2割負担が導入されます）

### ●保険料

保険料は香川県後期高齢者医療広域連合が定めた保険料率などをもとに算定され、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額からなり、被保険者全員が個々に納めます。保険料率は香川県内すべての市町で同じです。

### ●高額療養費

同じ月内にかかった医療費の自己負担額が高額になったときは、申請して認められると限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

## 高額療養費

同じ月内にかかった医療費の自己負担額が高額になったときは、申請して認められると限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。

区分	自己負担限度額（月額）	
	個人の限度額（外来のみ）	世帯の限度額（外来+入院）
現役並み所得者	252,600円+（10割分の医療費-842,000円）×1% 【140,100円】	
	167,400円+（10割分の医療費-558,000円）×1% 【93,000円】	
	80,100円+（10割分の医療費-267,000円）×1% 【44,400円】	
一般	18,000円 〈年間上限144,000円〉*	57,600円 【44,400円】
区分Ⅱ（住民税非課税世帯）	8,000円	24,600円
区分Ⅰ（住民税非課税世帯かつ所得0円）	8,000円	15,000円

\* 年間上限額は、8月から翌年7月までの累計額に対して適用されます。

【】内は、過去1年間に4回以上該当した場合の4回目以降の限度額。

「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」に該当する方には、申請により「限度額適用・標準負担限度額認定証」を発行します。

また、「現役Ⅰ」、「現役Ⅱ」に該当する方には、「限度額適用認定証」を発行します。

この認定証を保険証と一緒に医療機関の窓口へ提示していただくと、窓口でのお支払いが表中の自己負担限度額までになります。令和4年10月1日から導入される2割負担となる方は一般に該当します。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証

区分Ⅰ・区分Ⅱの方が、医療機関などの窓口負担や、入院したときの食事代などの減額を受けるには「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。被保険者証（保険証）と一緒に医療機関などの窓口で提示してください。「限度額適用・標準負担額減額認定証」はあらかじめ保健課窓口に申請してください。

## 療養費

いったん医療費を全額負担した場合、あとから申請して認められると自己負担分を除いた額が払い戻されます。

## 葬祭費

被保険者が死亡したときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費として3万円を支給します。被保険者証、葬祭を行った方（喪主）であることを証明するもの（火葬許可証、会葬礼状など）、葬祭を行った方の振込先のわかるもの（通帳など）、窓口持参者の本人確認できるもの（免許証など）をお持ちのうえ、申請してください。

## 交通事故などにあったとき

交通事故をはじめ、第三者の行為によって傷病を受けた場合にも、後期高齢者医療保険を受けることができます。本来、治療費は加害者が支払うのですが、一時的に後期高齢者医療保険が立て替え払いをして、あとから後期高齢者医療保険が加害者に費用の請求をします。示談の前に被保険者証、印鑑、交通事故証明書、傷病届をお持ちのうえ、保健課窓口に届け出てください。

## 高額医療・高額介護合算制度

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間に後期高齢者医療保険と介護保険の両方で、自己負担がある世帯のうち、自己負担の合算額が右表の限度額を超える場合、限度額を超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。該当する方は2月末に申請書類をお送りします。

区分	自己負担限度額（年額）	
現役並み所得者	現役Ⅲ (課税所得690万円以上)	212万円
	現役Ⅱ (課税所得380万円以上)	141万円
	現役Ⅰ (課税所得145万円以上)	67万円
一般		56万円
区分Ⅱ（住民税非課税世帯）		31万円
区分Ⅰ（住民税非課税世帯かつ所得0円）		19万円

## 保健事業

窓口 保健課 ☎63-6308

## 人間ドック

善通寺市に住民票のある40歳以上の方を対象に人間ドックを実施しています。1月に検診希望申込書を全世帯にお配りし、申込者には5月中旬に受診券をお送りしています。実施期間は6月から翌年2月です。

## がん検診

がんを早期に発見し、適切な治療を行い、がんによる死亡を減少させることを目的に、各種がん検診を実施しています。がん検診の結果、「要精密検査」と判定された方には受診を勧め、早期治療につなげよう取り組んでいます。

### ●無料クーポン券のお知らせ

市に住民票のある特定の年齢の方（子宮頸がん：20歳、乳がん：40歳、肝炎ウイルス：40、45、50、55、60歳）を対象に「無料クーポン券」をお送りしています。「無料クーポン券」を利用すると4,000円～9,000円相当のがん検診を無料で受診することができます。

種類	対象者	実施時期
がん検診	胸部	40歳以上の市民
	胃	40歳以上の市民
	子宮頸部	20歳以上の女性市民
	乳	40歳以上の女性市民 ※前年度受診者は除外
医療機関での検診	子宮頸部	20歳以上の女性市民
	胃・大腸・前立腺	40歳以上の市民
	乳	30歳以上の女性市民 ※40歳以上：前年度受診者は除外
	人間ドック	40歳以上の市民
特定健康診査	40歳～74歳の善通寺市国保被保険者	
後期高齢者医療制度健康診査	後期高齢者医療被保険者	

詳細については、保健課までお問い合わせください。

※自己負担金が必要です。

※人間ドックにはがん検診・特定健康診査が含まれます。

# 介護・福祉

## 子どもインフルエンザ予防接種の費用一部助成

対象 善通寺市に住民票のある生後6か月から年度末年齢18歳までの子ども  
期間 10月1日～翌年3月31日  
場所 市内の実施医療機関  
助成額 1回につき2,000円  
助成回数 生後6か月～13歳未満は2回、13歳以上は1回

## 高齢者インフルエンザ予防接種

対象 善通寺市に住民票のある①65歳以上の方②60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいで身体障害者手帳1級の方  
期間 10月1日～翌年3月31日  
場所 県内の実施医療機関  
費用 1,000円

## 高齢者用肺炎球菌予防接種

対象 善通寺市に住民票があり、過去に高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことのない方で、①65、70、75、80、85、90、95、100歳の方  
②60歳以上65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいで身体障害者手帳1級の方（①の対象者には予診票をお送りしています。）  
※対象は受診日の属する年度の4月1日現在のものです。  
期間 4月1日～翌年3月31日  
場所 県内の実施医療機関  
費用 2,000円

## 食生活改善推進員養成事業

食事と健康に関する講義やグループワーク、調理実習などを通して「健康づくり」を考え、推進員として地域のボランティア活動をしていただける方の養成を行っています。

## 健康についての相談

### ●いきいき健康相談

保健師・栄養士が健診結果の見方や数値を改善するポイントなどを説明し、健康に関するアドバイスをしています。（予約制）

### ●個別健康相談・栄養相談

保健課窓口や電話にて個別相談を随時行っています。生活習慣病予防や健康づくりなど、健康に関する相談を保健師または栄養士が行います。

## 保健事業における自己負担金免除

保健事業における自己負担金免除について、がん検診、特定健康診査、後期高齢者医療制度健康診査、高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種の自己負担金については、生活保護法による生活保護を受けている方と市民税非課税世帯に属する方は、各健診（検診）及び予防接種当日、医療機関に自己負担金免除証明書を提出することで無料になります。必ず事前に本人確認ができる書類（健康保険証など）を保健課までお持ちになり、証明書の交付手続きを行ってください。代理で申請される場合は、代理人の本人確認ができる書類（健康保険証など）と、自己負担金免除証明書が必要な本人の印鑑が必要です。医療機関に証明書の提出がなければ自己負担金を徴収することとなり、実施後の返金には一切応じることができません。

## 介護

### 介護保険制度

市内に住所のある40歳以上の方が加入者となり、保険料を納め、介護が必要となった時、費用の一部を負担して、サービスを利用できるしくみです。介護保険サービスは、できないことを支援するだけでなく、利用者本人のできることを増やすことを目的とするものです。

### ●要介護認定

- ①要介護・要支援認定申請書を窓口に提出してください。
- ②認定調査員が、ご自宅などを訪問し、調査票を作成します。
- ③主治医の意見書と調査票をもとに、介護認定審査会において審査・判定が行われ、認定結果を申請者に通知します。認定区分は、要支援1・2、要介護1～5の7段階に分けられます。

### ●サービス計画の作成

要支援1・2と判定された方は、善通寺市地域包括支援センターの担当者が、要介護1～5と判定された方は、指定居宅介護支援事業所のケアマネジャーが、利用者の状態や希望に応じたサービス計画を作成します。認定区分により、利用できるサービスの種類や利用上限が変わります。

### ●サービスの利用

サービス計画に基づき、サービスを利用します。医療機関に入院中はサービスを利用できません。利用者負担割合は、原則としてサービスに必要な費用額の1割から3割です。



高齢者課 ☎ 63-6331  
(介護保険サービス)

税務課

☎ 63-6305  
(介護保険料)



高齢者課 ☎ 63-6331

### 地域包括支援センター

住み慣れた地域で自分らしく生活していただけるよう、高齢者を24時間体制で支援する地域の拠点です。

### ●総合相談窓口

介護・福祉・健康・財産管理など生活のさまざまな困りごとの相談窓口です。成年後見制度の活用支援、認知症初期集中支援チームによる支援、虐待対応など、関係機関と連携しながら専門職が高齢者に寄り添った支援を行います。困った時には地域包括支援センターへ、ご相談ください。

### ●介護予防・認知症予防

運動機能向上、脳トレ、栄養改善、口腔機能向上などの教室を開催し、介護予防・認知症予防に取り組んでいます。また、介護予防サポートーや認知症サポートーの養成講座により介護予防の啓発や見守り体制の確立を推進しています。行事内容は、市広報で随时お知らせします。

### ●介護予防ケアマネジメント

要支援1・2認定者や基本チェックリスト該当者のサービス計画を作成し、自立した生活を送ることができるよう支援します。



地域包括支援センター

☎ 63-6364

## 高齢者福祉

 高齢者課 ☎ 63-6331

### 高齢者福祉サービス

介護保険のサービス以外にも、多様なサービスで、高齢者を支援しています。

サービス名	対象者	サービス内容	申請に必要なもの
生きがい対応型 デイサービス	介護保険による認定を受け ていない65歳以上の市民	送迎入浴サービス・レクリエーションなど ・ふれあいサロンやすらぎ (利用料1回200円) ・いきいきサロン明日香 (利用料1回1,000円)	申請書 各施設で受付
ゆったり温泉仙の湯 生きがい入浴券給付	65歳以上の市民	利用証明書の提示で年間100枚まで給付。 10枚セットを1,000円で購入 受付・購入場所：ゆったり温泉仙の湯	申請書 年齢などが証明 できるもの
在宅ねたきり 老人等介護手当	65歳以上の要介護4・5 認定者と同居し在宅で介護 する市民	1ヶ月10,000円(5、11月に前々月までを支給) 入院・施設入所等の日数が月の半数以上の月は不 支給	申請書 民生委員の署名
緊急通報装置	見守りが必要な高齢者のみ の世帯	緊急通報装置を貸与・利用料の給付 (所得により要負担金) 協力員3名程度が必要	申請書 印鑑 民生委員の証明
敬老行事交付金	75歳以上の市民	各地区実行委員会で敬老行事を実施 1人あたり交付金2,000円	各地区実行委員 会へ交付
敬老祝金	77歳・88歳・99歳以上 の市民	1月に支給 77歳・・・10,000円 (喜寿) 88歳・・・20,000円 (米寿) 99歳以上・・・30,000円	該当者に通知

### 見守ってねっと

日常生活の中でできる、高齢者等のゆるやかな見守りと行方不明認知症高齢者等の早期発見・保護に協力していただく「見守りセンター」に、次のQRコードかURL (<https://yb74.asp.cuenote.jp/mypage/regist/gRbTT3bggb3R3TwQ9>) から登録をお願いしています。

見守りセンター  
QRコード



### ふれあい戸別収集

家庭系ごみを集積場所まで出すことが困難な高齢者などに対し、声かけによる安否確認をしながら戸別訪問をして、ごみを収集します。

 高齢者課 ☎ 63-6331  
環境課 ☎ 63-2808

 高齢者課 ☎ 63-6331

### ふれあい・いきいきサロン

仲間づくりの活動をすすめる、地域のみなさんの交流の場です。内容は、趣味やボランティア活動、おしゃべりや食事会などです。ご近所のみなさんとグループを作りませんか。

 社会福祉協議会 ☎ 62-1614

### 介護機器貸出

車椅子貸出が必要であると認められる方（介護保険制度等での福祉用具利用が可能な方を除く）に、車椅子1か月500円でお貸しします。お電話で空き状況をご確認ください。

 社会福祉協議会 ☎ 63-6310

### 救急医療情報キット「安心キットで きっとあんしん」の配布

救急・災害発生時に救急隊などがその情報を基に迅速な対応ができるよう、「持病」、「かかりつけ医療機関」、「緊急連絡先」などの情報を記載した用紙を容器に入れ、冷蔵庫に保管しておくものです。高齢者等、希望される方を対象に無料で配布します。

 社会福祉協議会 ☎ 62-1614

### 老人クラブ

団碁大会、ボウリング・ペタンクなどのスポーツ大会、社会奉仕活動など、さまざまな活動で、健康づくりや生きがいづくりに取り組んでいます。と一緒に仲間づくりに励みませんか。常時会員募集中です。

 老人クラブ連合会事務局 ☎ 62-1770

### (公社)仲善広域シルバー人材センター

いきいきと働く意欲のある方、長年培った経験や技術を活かして、生涯現役を目指しませんか。会員募集中です。

 (公社)仲善広域シルバー人材センター ☎ 63-1366

## 手帳の交付

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は香川県から交付されます。手帳の申請や交付の窓口は社会福祉課です。

### ●身体障害者手帳

身体に障がいのある方に交付され、障がいの程度により1級から6級の区分があります。

### ●療育手帳

知的障がいのある方に交付され、障がいの程度によりⒶ、A、Ⓑ、Bの区分があります。

### ●精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方に交付され、障がいの程度により1級から3級の区分があります。

## 各種手当・市民福祉年金

名称	対象者	支給月
特別障害者手当	常時特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅障がい者	2、5、8、11月にそれぞれ前3ヶ月分が支給されます。
障害児福祉手当	常時特別の介護を必要とする満20歳未満の在宅障がい児	2、5、8、11月にそれぞれ前3ヶ月分が支給されます。
特別児童扶養手当	在宅で身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母・養育者	4、8、11月にそれぞれ前4ヶ月分が支給されます。
市民福祉年金	市内に1年以上居住している障がいのある方（障害年金などを受給している方を除く）のうち、障がい者（20歳以上）：身障手帳1級から3級または療育手帳Ⓐ・A・Ⓑ 障がい児（20歳未満）：身障手帳1級から6級または療育手帳Ⓐ・A・Ⓑ	9、3月にそれぞれ前6ヶ月分が支給されます。

※対象者や扶養義務者などの所得により支給制限があります。

※各種手当・年金は申請が必要です。

## 障がい福祉サービス・障がい児通所支援

障がいのある方ができるだけ自立した生活がおくれるよう、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現していくため、さまざまな支援を行います。なお、各種サービスの利用に関しては、障がい支援区分の認定が必要になる場合があります。また、所得や収入に応じて、利用者負担が必要な場合があります。

### ●主な障がい福祉サービス

#### 介護給付

サービス名	サービス内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護から外出時の移動中の介護を行います。
同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時に同行して移動を支援します。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出の支援などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも介護の必要性が非常に高いと認められた方に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
療養介護	病院などの施設で、おもに日中の機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、主に日中に障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
施設入所支援	自宅での生活が難しく、施設に入所している人に、入浴、排せつ、食事などの介助を行います。

## 訓練等給付

サービス名	サービス内容
共同生活援助（グループホーム）	日中に就労または就労継続支援などのサービスを利用している方に対し、地域の共同利用の場で、相談や日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設を利用していた障がいのある方がひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援を行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、支援計画に基づいています。
就労移行支援	就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、支援計画に基づいています。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業などで雇用されることが困難な方に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある方が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問、来所により必要な支援を行います。

## 障がい児通所支援

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がいのある未就学児に対し、通所施設で、日常生活に必要な動作や知識の指導や、集団生活に必要な適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して児童発達支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、指定医療機関などで、児童発達支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後や休業日に、通所施設で、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児に対し、保育所などを支援員が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

## 地域生活支援事業

障がい者や障がい児が、地域の利用者の実情に応じて地域での自立した日常生活が営めるよう支援します。

サービス名	サービス内容
相談支援事業	障がい者や障がい児の保護者のさまざまなお問い合わせに応じ、必要な情報の提供や助言を行います。また、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助を行います。 <b>【事業委託先】</b> 身体・知的：しょうがい者生活支援センター ふらっと ☎64-0705 精神：相談支援事業所 はなぞの ☎21-5712
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な障がい者などに対して、手話通訳者や要約筆記者を養成・派遣する事業などを行います。
移動支援事業	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、さまざまな活動を支援する場としての地域活動支援センターの機能を強化して、障がい者の地域生活を支援します。
福祉ホーム支援事業	住居を求めている障がい者に、低額な料金で、居室その他の設備など、日常生活に必要な支援を行います。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持など、福祉の増進を図ります。
日中一時支援事業	家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者の日中ににおける活動の場を確保します。

## 用具の支給

### ●補装具費の支給

事前の申請・審査により、必要と認められると、補装具の購入費または修理費が支給されます。利用者負担は所得に応じた上限額が決められています。

### ●日常生活用具・住宅改修費の給付

重度の障がい者に、補装具以外の用具で、自立した日常生活を支援する用具の給付や住宅改修費の支給を行います。利用負担者は所得に応じた上限額が決められています。また、それぞれに設定されている限度額を超えた分についても、利用者の自己負担となります。

## 社会福祉課の窓口で手続きができるもの

制度名	支援内容
福祉タクシー事業	市内に住所在宅の方で、以下の①～③のいずれかに該当する方（自動車税や軽自動車税などの減免を受けている方を除く）に対し、タクシー料金の助成券を発行します。 ①身体障害者手帳：視覚、下肢または体幹にかかる障がいの程度が1級の方 ②療育手帳：障がいの程度がⒶの方 ③常時車いすを使用している方
住宅改造費助成	65歳未満で、障がいの種別が視覚障がいまたは肢体不自由により1級または2級である方の属する世帯で、前年の所得税が非課税の世帯の場合、住宅改造に要する経費の3分の2（補助限度額66万円）を補助します。
自動車改造費助成	上肢、下肢または体幹機能に重度（1級または2級）の障がいを持つ方で、自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置などを改造するのに要する経費を助成します。（補助限度額10万円）
運転免許取得費助成	身体の障がい程度等級表の1級から4級までの障がいを持ち、改造自動車を必要とする方で、免許取得後の自立更生計画が適当と認められる場合に、運転免許取得に要する経費の3分の2（補助限度額10万円）を補助します。
その他	・有料道路通行料金の割引 ・NHK放送受信料の减免

## 医療費助成制度

制度名	支援内容	対象者
重度心身障害者等医療費助成	重度の障がいを持つ方を対象として、医療費のうち保険診療による自己負担分のみを助成します。所得制限により、助成を受けられない場合があります。	・身体障害者手帳の障がいの程度が1級から4級の方 ・療育手帳の等級がⒶ、A、Ⓑの方 ・戦傷病者手帳の交付を受けた方
自立支援医療	更生医療	身体障がいを除去・軽減する手術などの治療によって確実に効果が期待できる方に対して提供される、更生のために必要な医療で、自己負担が原則一割となる制度です。所得の状況により、自己負担限度額が設定される場合があります。
	育成医療	身体障がいを除去・軽減する手術などの治療によって確実に効果が期待できる方に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療で、自己負担が原則一割となる制度です。所得の状況により、自己負担限度額が設定される場合があります。
	精神通院医療	統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を持つ方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療にかかる医療で、自己負担が原則一割となる制度です。所得の状況により、自己負担限度額が設定される場合があります。

## 生活保護制度・生活困窮者自立支援制度

### 生活保護制度

生活保護は、利用し得る資産・能力などあらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長することを目的としています。保護を受ける手続きは、本人または同居の親族が申請してください。



社会福祉課 ☎ 63-6309

### 生活困窮者自立支援制度

事業名	支援内容
自立相談支援事業	働きたくても働けない、住むところがない、家族がひきこもっている、など生活にお困りのことがあれば、まずはご相談ください。専門の支援員が相談者一人ひとりの状況に応じた支援プランを作成し、解決に向けた支援を行います。 【事業委託先】ぜんつうじ生活自立相談支援センター「つながるねっと」☎ 0120-279-482（フリーダイヤル）または ☎ 63-6401
住居確保給付金事業	離職や廃業などにより経済的に困窮し、住居を喪失した人や喪失するおそれのある方に対し、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当分の給付金を支給します。生活の土台となる住居を整えたうえで、就労に向けた支援を行います。※収入・資産の要件あり
就労準備支援事業	直ちに一般就労が困難な方に対し、日常の生活習慣を整え、コミュニケーション能力を高めるなど、一般就労に必要な基礎能力を養いながら、就労へ向けた支援を行います。※収入・資産の要件あり
一時生活支援事業	住居のない生活困窮の方に対して、有期で宿泊場所の供与や衣食の提供等を行います。※収入・資産の要件あり
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	生活困窮世帯の中学生や高校生に対し、学校の勉強の復習を中心に、学力向上、進学に向けた学習の支援を行います。



社会福祉協議会 ☎ 62-1614

# 子育て・保育

## 子育て・保育

窓口 子ども課 ☎63-6365

### 子ども課

手当・医療などの手続きのほか、子育て世代包括支援センターとして妊娠期から切れ目がない支援と、家庭児童相談・女性相談などを行う総合窓口です。また、子育て支援コーディネーターを配置し、子育て家庭のニーズに合わせて、保育所や子育て支援サービスの情報提供を行っています。お気軽にご相談ください。

### 母子保健事業

#### ●妊娠したら…

子ども課で妊娠届を出しましょう。助産師や保健師による相談を行います。

#### ★母子健康手帳の発行

母子健康手帳のほか母子保健ガイドブック、タクシー利用券などを渡します。

#### ★妊娠一般健康診査

母子保健ガイドブックに入っている受診票を使って健診を受けましょう。

転入した方、里帰り出産のため県外で受診する方は、受診票の交換が必要です。

#### ★相談・教室

助産師や保健師にいつでも相談できます。お気軽にお電話ください。

マタニティ教室を開催しています。詳細は、市広報紙に掲載しています。

#### ●赤ちゃんが生まれたら…

手当・医療の手続きや、助産師や保健師による相談を行います。

#### ★産後ケア事業

産後ママの不安が大きいときは、助産所で過ごすことができます。

#### ★赤ちゃん訪問

生後4ヶ月頃までに助産師がご自宅に訪問します。

ファーストブックをプレゼントします。地域の健康推進員がご自宅に訪問します。

#### ★未熟児養育医療

低体重児の医療費を助成します。

#### ★予防接種（詳しくは、保健課へお問い合わせください。）

生後2ヶ月までに定期予防接種のご案内をします。転入した方は予診票の交換が必要です。県外の医療機関で予防接種を受ける場合は事前にご相談ください。

#### ★乳児一般健康診査

県内の医療機関で受診してください。（1歳まで2回無料）

#### ★乳幼児健康診査（4ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児）

約1ヶ月前にご案内します。市内の医療機関で受診してください。

#### ★5歳児健診

市内の幼稚園・保育所・こども園で行います。詳細は個別にご案内します。

#### ★相談・教室

毎月の乳幼児相談では身体測定のほか母乳や離乳食などの相談ができます。1歳のお誕生日にはセカンドブックをプレゼントします。その他、ママの交流会やベビーマッサージなどの各種教室も開催しています。

助産師や保健師にいつでも相談できます。お気軽にお電話ください。

#### ★子ども発達相談

ことばや行動など、子どもの発達で気になることがあればいつでも相談できます。専門のスタッフによる相談や教室（完全予約制）もありますのでお電話ください。

#### ●母子健康手帳アプリ

市から妊娠や子育てに役立つ情報が届くサービスです。

健診結果や日々の成長記録、予防接種のスケジュール管理等の便利機能があり、家族で共有できます。

アプリをダウンロードして楽しく子育てていきましょう。

子ども課ホームページ  
QRコード



母子健康手帳アプリ  
QRコード



## 保育・子育て支援サービス



### ●保育

延長保育・一時保育・休日保育の詳細は各保育所・こども園にお問い合わせください。

	保育所等名	所在地	☎	延長保育	一時保育	休日保育
公 立	善通寺保育所	善通寺町 2069 番地 2	62-0033	○	—	—
	竜川保育所	原田町 289 番地	62-1210	○	—	—
私 立	南部保育所	大麻町 1324 番地 2	62-3751	○	○	—
	のぞみこども園	上吉田町八丁目 7 番 24 号	63-1231	○	—	—
事 業 所 内	カナン子育てプラザ 21	生野本町二丁目 16 番 1 号	62-3695	○	○	○
	吉原保育所	吉原町 3173 番地 7	62-7469	○	○	—
企 業 主導型	ポエム保育園	中村町 1793 番地 1	85-7101	—	—	—
企 業 主導型	わくわくチャイルド	原田町 1496 番地 1	63-8000	○	○	—

### ●病児・病後児保育

就学前児童（無償化対象児童）及び3歳未満第2子・就学前第3子については利用料が無料となります。（事前申請必要）。

拠点名	所在地	時間	休日	☎
カナン子育てプラザ 21 病児保育室「らっこ」	生野本町二丁目 16 番 1 号	8時30分～17時30分 (延長) 8時～8時30分 17時30分～18時	土・日 祝日等	62-3695
にしかわクリニック 病児保育室「げんきになあれ」 (休止中)	木徳町 1073 番地 6	8時30分～17時30分	木・土・日・祝日 お盆・正月	63-6500

### ●地域子育て支援拠点

就学前の親子がいつでも安心して楽しくゆっくり過ごせる場所です。

拠点名	所在地	開所日	時間	☎
カナン子育てプラザ 21 地域子育て支援センターかるがも	生野本町二丁目 16 番 1 号	月～土曜日	9時～16時30分	64-0288
南部地域子育て支援センター コアランド	大麻町 1324 番地 2	月～金曜日	10時～16時	62-3751
吉原地域子育て支援センター	吉原町 3173 番地 7	月～金曜日	10時～16時	85-5717
NPO法人子育てネットくすくす 子育て広場くすくす	文京町二丁目 2 番 2 号	月～金曜日	10時～16時	64-0580
NPO法人子育てネットくすくす 子夢の家	金蔵寺町 1044 番地 2	火～金曜日 土曜日	10時～16時 10時～15時	63-0584

### ●子育てホームヘルプサービス

一時的に育児や家事援助を必要とする家庭に子育てヘルパーを派遣します。

事業所名	所在地	利用料	☎
カナン子育てプラザ 21	生野本町二丁目 16 番 1 号	500円／時間	62-3695

### ●子育て短期支援事業

保護者の疾病などで児童を養育することが一時的に困難になった場合に、亀山学園（丸亀市柞原町）などで短期間養育するサービスです。

## 児童手当・医療費助成

### ●児童手当

0歳から15歳に達した最初の3月31日までの子どもを養育している保護者に年3回（6月・10月・2月）支給されます。

### ●子育て支援医療費助成制度

18歳に達する年度末までの子どもの医療費を助成します。

#### 県内の医療機関を受診した場合

医療証と保険証を提示すれば医療費が原則無料になります。

#### 県外の医療機関を受診した場合

償還払いの手続きが必要です。

## ひとり親家庭支援事業

### ●児童扶養手当制度

18歳に達する年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭に支給されます。

### ●ひとり親家庭等医療費助成制度

養育する児童が18歳に達する年度末までのひとり親世帯の医療費を助成します。

#### 県内の医療機関を受診した場合

医療証と保険証を提示すれば医療費が原則無料になります。

#### 県外の医療機関を受診した場合

償還払いの手続きが必要です。

### ●ひとり親家庭等子育て支援事業

子育てホームヘルプサービスの利用料を半額助成します。

病児・病後児保育の利用料（市内料金）を半額助成します。

### ●自立支援・相談

家庭の相談や、生活の自立などを支援する母子・父子自立支援員を配置しています。お気軽にご相談ください。

### ★高等職業訓練促進給付金等事業

養成機関で修業する期間や修業期間修了時に給付金が受けられます。

**対象資格** 看護師、保育士、歯科衛生士、美容師など  
**給付額**

市民税非課税世帯 100,000円／月額

市民税課税世帯 70,500円／月額

※最終年度は40,000円／月額 加算

### ★自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険法の教育訓練給付の資格がない方が指定教育訓練講座受講後に給付金が受けられます。

**給付額** 受講費用の6割

## 子どもの居場所

家庭的な雰囲気のもと、幅広い子どもを対象に食事や学習支援を行う場所です。

### ●ほっこり食堂

金蔵寺町1044番地2（子夢の家）

☎ 64-0580

### ●ヤングリーフ

善通寺町六丁目10番25号（中央公民館）

☎ 090-4503-9943（18時以降）

Mail : sakura15@manekineko.ne.jp

## 家庭児童相談・女性相談

家庭児童相談員、女性相談員を配置しています。ひとりで悩まず相談員直通ダイヤルについてお電話ください。

相談専用ダイヤル

☎ 63-6371

### 【その他の相談窓口】

西部子ども相談センター  
(丸亀市土器町東八丁目526番地)

☎ 24-3173

### 香川県子ども女性相談センター

(高松市西宝町二丁目6番32号)

☎ 087-862-8861

## 暮らし・環境

## 住宅に関する助成、支援など

### 住宅建設等資金利子補給制度

#### ●申請期間

詳しくは、商工観光課までお問い合わせください。

#### ●補助の要件

- 市内に自ら居住の住宅を「新築」、「住宅（新築・中古）の購入」または「増築（30m<sup>2</sup>以上）」をした方
- 市税を滞納していないこと
- 県内に本店・支店・出張所が所在する金融機関の住宅ローンを利用する方

#### ●利子補給の期間

建物の所有権保存登記日または移転登記日から5年間

#### ●利子補給の対象となる借入額

新築または新築住宅を購入する場合：1,000万円以内

500万円以内

#### ●利子補給の算定利率

0.5%

#### ●利子補給額

新築または新築住宅を購入する場合：年額5万円以内

増築（30m<sup>2</sup>以上）または中古住宅を購入する場合：

年額2万5千円以内

窓口 商工観光課 ☎ 63-6315

## 消費者見守りネットワーク

消費生活に関する機関や団体が連携し高齢者等の見守りを行い、悪質商法等による消費者被害の未然防止・早期発見・拡大防止に努めています。

窓口 商工観光課 ☎ 63-6315

### 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金

住宅に太陽光発電システム、蓄電システムを設置する場合及び発電システム付建売住宅を購入する場合に、補助金を交付します。

#### ●補助の要件

##### 太陽光発電システム

- 太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置で、住宅に設置するもの
- 未使用品
- メーカーによって出荷後10年以上保証されているもの

##### 蓄電システム

- 太陽光発電システムに併設するもの
- 未使用品
- メーカーによって出荷後10年以上保証されているもの
- 経済産業省による「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業」の対象機器として登録されているもの

#### ●交付対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- 自らが居住する市内の住宅（事務所、店舗などの併用住宅を含む。）に発電システムを設置する方または市内の発電システム付建売住宅を購入する方
- ※設置工事着工前または発電システム付建売住宅購入前の場合に限る。

- 電力会社と電力受給契約を締結する方
- ※受給契約電力が10キロワット未満の場合に限る。

#### ●市税を滞納していない方

#### ●申請期間

当該年度の4月～翌年の1月30日

※予算の範囲内で受け付けします。

詳しくは、環境課までお問い合わせください。

窓口 環境課 ☎ 63-6307



## 空き地・空き家の管理について

空き地・空き家は個人の財産であるため、所有者が周辺への支障がないよう定期的に見守るなど十分注意し管理することが必要です。雑草やごみが放置されると、火災・不法投棄・伝染病などの原因となる病害虫の発生などのおそれがあり、人が管理できなくなつた土地・建物は、放置しておくと短い期間に荒廃し、その結果、管理コストが高額になる可能性があります。また、台風や地震などの際には部材の落下や飛散など周辺への危害が懸念されています。

市では、付近住民の快適で清潔な生活環境の妨げにならないよう、善通寺市環境美化条例等により所有者(占有者または管理者)に適切に管理するよう義務付けています。

普段使用していない土地・建物であっても、所有者は責任を持って、定期的に状況を確認するよう心がけましょう。

## 犬の飼い主のみなさんへ

### ●犬のふんを持ち帰りましょう

公園や道路の緑地帯に犬のふんが放置されると、利用者は大変迷惑します。散歩のときは、ビニール袋などを携帯し、飼い主の責任で後始末をしましょう。※飼い犬のふんを放置することは善通寺市環境美化条例で禁止されています。

### ●犬の放し飼いはやめましょう

近所の人すべてが犬好きとは限りません。犬を放し飼いにすると人をかんだり、農作物を荒らしたりして迷惑をかけるおそれがあります。

## 不法投棄は犯罪です

市では、道路上のごみの回収のため不法投棄収集パトロールを行っていますが、毎日、多種多様なごみが発見されており、それらの多くが家庭から排出されたと思われる生活ごみです。

不法投棄は、法律により個人には5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金(またはこれを併科)、法人には3億円以下の罰金が科せられる厳しい罰則が定められています。

不法投棄をした人物がわからない場合は、捨てられた土地の所有者が撤去しなければならず、市が撤去する場合は、その費用を税金で賄わなければなりません。

ごみは適正に処理し、不法投棄は絶対にやめましょう。日頃から不法投棄をさせない環境づくりに皆様の御協力をお願いします。



## 野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています

### ●野焼きとは

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを「野焼き」といい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則として禁止されています。野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺への迷惑になります。さらに、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるともいわれています。

### ●罰則について

野焼きを行った方には5年以下の懲役、1千万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科せられます。

### ●例外的に認められる場合

①焚き火、その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例) 落ち葉焚き、焚き火、キャンプファイヤー

②農業、林業を営むためやむをえないものとして行う廃棄物の処理

例) 稲わら、田や畑の畦草の焼却など

③風習、慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例) どんど焼きなど

※ただし、例外とされたものでも、周辺の住民生活や環境などに十分配慮して行う必要があります。

## 有害生物(スズメバチ、ヤerde、ネズミなど)の駆除について

私たちの周りには、生活を脅かす有害生物がいます。その中にはスズメバチのように強い毒性の針を持つものもいて、自分で駆除するには危険な場合があります。

市では、私有地にいる有害生物の駆除は行っていますので、駆除する場合は専門業者に依頼するようにしましょう。タウンページの「消毒業」に掲載している業者を参考にしてください。

なお、一般社団法人香川県ペストコントロール協会でも、有害生物の防除・駆除を有償で受け付けています。

(一社)香川県ペストコントロール協会

住所: 高松市新田町甲2118番地12

☎ : 087-897-3869

## ごみ収集とりサイクル

### 一般の家庭ごみ

市では、「家庭ごみの正しい出し方・収集計画表」を作成しています。必要な方は、環境課、市役所総合案内、地区公民館でお渡しします。また、市ホームページにも掲載しています。※一般的家庭ごみが対象です。

### ●燃えるごみ (正月三が日の収集はありません。)

収集地区	収集曜日
西部・吉原・中央(生野本町等を除く)・筆岡	月・木
竜川・南部・中央(生野本町等)・東部・与北	火・金

- ・生ごみ、紙おむつ、少量の剪定枝、草、資源にならない紙類や布類、プラスチック製品など
- ・生ごみはリサイクルしましょう。
- ・収集袋の口をしばって出してください。
- ・市指定の「燃えるごみ収集袋」に入れて集積場所に出してください。

### ●燃えないごみ

- ・陶磁器類(茶碗、皿、急須)、板ガラス、花瓶、ガラスコップ、耐熱ガラス、鏡など
- ・市指定の「燃えないごみ収集袋」に入れて集積場所に出してください。
- ・腐食した金属類で燃えないごみ収集袋に収まるものは燃えないごみとして出してください。

### ●資源ごみ

- ・紙類、ペットボトル、空き缶、びん類、布類、使用済小型電子機器(小型家電)、金属類
- ・詳しくは、「家庭ごみの正しい出し方・収集計画表」をご覧ください。

### ●プラスチック製容器包装

- ・商品を入れたもの(容器)や、包んだもの(包装)であって、中身の商品を取り出した後、不要となったプラスチック製のものは、集積場所に設置してあるプラスチック専用の白い網袋に入れてください。
- ・著しく汚れているものは、燃えるごみに出してください。

### ●廃食用油

- ・ご家庭から出る「廃食用油」は未来クルパーク21、または地区公民館に持ち込むことができます。燃えるごみとして捨てる場合は必ず布・紙に含ませるか固めてください。

### ●有害ごみ

- ・蛍光管、電球、乾電池、充電池、ボタン電池、体温計は有害ごみになりますので、燃えないごみと区分して集積場所に配布した専用袋に分別して入れてください。
- ・使い捨てライターなどは、使い切って自宅にある透明袋に入れて出してください。

### ●未来クルパーク21への持ち込み

- ・月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
- ・燃えるごみ: 7時～16時
- ・資源ごみ・燃えないごみ: 13時～16時

### ●粗大ごみ

- ・粗大ごみとは、市指定袋に入らない大きな製作品です。
- ・戸別収集
- ・粗大ごみの戸別収集については、環境課(未来クルパーク21)に事前に申し込んでください。
- ・品目に応じて収集手数料(臨時・粗大ごみ処理シール)が必要です。
- ・戸別収集日は市が指定する日時となります。
- ・自宅まで収集に伺いますが、家屋内からの運び出しはできません。玄関先まで出しておいてください。
- ・著しく汚れているものや、異臭がするものは引き取りができません。

### 未来クルパーク21への持ち込み

- ・粗大ごみを持ち込む場合は、事前に環境課(未来クルパーク21)に申し込んでください。
- ・手数料は10kgあたり100円(10kg未満の端数は切り上げ)となります。
- ・手数料は現金でお支払となります。

### ●引き取りできないもの

- ・タイヤ、消火器、医療廃棄物、農薬、劇薬、ペンキ、農業用機械、農機具、農業用資材、燃料・オイル、ガスボンベ、オイルヒーター、除湿機などで冷媒ガスのうち(プロパンガスR290)を使用したもの、仏壇仏具、神具、耐火金庫、90ccを超えるオートバイなど
- ・営利目的の事業活動や請負工事に伴って排出されるもの

### ●特定家庭用機器

- ・テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコンは、資源ごみの集積場所には出せない家電製品です。購入店で引き取ってもらってください。購入店が廃業した場合は、郵便局で品名・メーカー名・大きさなどを申し出て家電リサイクル券を購入してください。収集と指定引取場所への運搬を環境課へ依頼する場合は、別途2,000円分の「臨時・粗大ごみ処理シール」が手数料として必要です。
- ・指定引取場所へは直接、自己搬入することもできます。

### 指定引取場所

- ・日本通運(株)四国支店坂出事業所  
丸亀市蓬莱町28番地3 ☎0877-22-8209
- ・岡山県貨物運送(株)四国主管支店  
坂出市沖の浜30番地75 ☎0877-45-4555

## 生ごみリサイクル事業補助金

購入した生ごみ処理機などに対して補助金を交付します。

### ●交付内容

対象処理機等	交付額	対象数
コンポスト容器	購入費の2分の1以内 限度額：1個につき 8,000円	1世帯につき 2個まで
有用微生物群使用容器	購入費の2分の1以内 限度額：1個につき 1,500円	1世帯につき 2個まで
手動式生ごみ処理器	購入費の2分の1以内 限度額：1個につき 5,000円	1世帯につき 2個まで
電気式生ごみ処理機	購入費の2分の1以内 限度額：30,000円	1世帯につき 1台まで
その他	購入費の2分の1以内 限度額：1,500円	1世帯につき ひとつの処理方法

※購入費には、消費税などを含む。

※補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額を切り捨てるものとする。

### ●申請方法

- ①生ごみ処理機などの購入（購入店に指定はありません。）
- ・領収書には、支払者氏名、日付、購入品名、品番、購入店名を記入してもらってください。
- ・住民登録がない場合は、申請できません。
- ・補助金の交付を受けてから、6年間は新たに補助金の申請はできません。
- ②補助金の申請
  - ・申請に必要なもの（領収書、印鑑、通帳）
- ③申請書類の審査
- ④補助金の振込
  - ・指定された口座に入金します。

**環境課 ☎ 63-6307**

コンポストで  
生ごみをたい肥に！



## し尿収集、浄化槽

### し尿の収集（くみ取り式トイレ）

し尿収集（くみ取り）については、あらかじめ決められた収集計画を優先して行っています。それ以外の電話での申し込みなどによる臨時収集をご希望の方は、ご希望日の2週間前までにお申し込みください。

なお、清掃券が未納の方および住宅につきましては収集をお断りさせていただいている。

- ・くみ取りの時は、水を入れたバケツをご用意ください。
- ・手数料は、清掃券でお支払いください。

### 手数料について

#### 1. 家庭系のトイレ

【従量割】18リットルまでごとに150円

【回数割】くみ取り1回につき150円

#### 2. 事業系のトイレ・家庭系で下水道が供用開始して3年が経過した区域にあるトイレ

【従量割】18リットルまでごとに300円

【回数割】くみ取り1回につき300円

**くみ取り直通電話 ☎ 63-2809**

## 浄化槽清掃・汚泥抜き取り

### 許可業者

業者名	電話
(有)森清掃社	75-3470
(有)宮武清掃社	32-4570
坂出クリーン(株)	45-2333
シコク環境ビジネス(株)	28-8308
(株)ガイア	087-867-3166
(有)西本衛生	75-2034
(有)サンクリーン	0875-52-2458
(株)ダックス	0875-72-5467
盛和実業(有)	44-3456

- ・許可業者以外の業者へは申し込むことはできません。
- ・料金については、直接業者にお問い合わせください。

## 斎場



環境課 ☎ 63-6307 (斎場について)  
市民課 ☎ 63-6306 (火葬などのお申し込み)

### ●申し込み

死亡届の際または火葬許可書受領後になります。

平日（12月29日から1月3日までを除く）の8時30分から17時15分までは市民課、それ以外は守衛室で受け付けます。

### ●使用料

使用区分	単位	使用料		超過料金（1時間につき）	
		市内	市外	市内	市外
通夜・告別式場	1回	33,000円	66,000円	—	—
告別式場	2時間	6,600円	13,200円	6,600円	13,200円
祭壇	1回	22,000円	44,000円	—	—

※使用料は前払いとします。

※「市外」とは、使用申請者の住所及び死亡者の死亡時における住所のいずれもが善通寺市外である場合をいい、「市内」とは、それ以外の場合をいいます。

### ●使用時間

#### 『通夜・告別式』で使用する場合

16時から翌日の出棺まで。（通夜の準備は16時以降となります。）

#### 『告別式』で使用する場合

告別式の1時間前からの使用とします。

なお、告別式後引き続き拾骨まで休憩などに使用する場合は、超過料金が必要となります。

### ●注意点

- ・待合ホールは、告別式（受付、記帳台設置を含む）には使用しないでください。
- ・告別式場内でお供えする以外の花輪・生花・盛籠は、お断りします。
- ・初七日法要など、拾骨後の法要には使用できません。
- ・ご遺体の搬入時や斎場を利用する際は、係の者の指示に従ってください。
- ・たばこは、決められた喫煙場所以外では吸わないでください。
- ・湯のみなどを使用した場合は、洗って元の場所に片付けてください。
- ・ごみは各自お持ち帰りください。
- ・駐車場は、斎場南側駐車場をご利用ください。

# 施設案内

## culture 文化施設

### 善通寺市立郷土館

☎ 63-6329



- 開館時間 10時～16時
- 休館日 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、祝日、年末年始  
※臨時休館する場合があります。
- 入館料 無料
- 駐車場 2台

### 旧善通寺偕行社

☎ 63-6362



- 利用時間 9時～21時
- 見学時間 10時～16時
- 休館日 年末年始
- 入館料 無料
- 駐車場 市役所駐車場



### 善通寺市立図書館

☎ 63-5188



令和4年1月4日に新庁舎の2階に新図書館が開館しました。生涯学習を支える情報拠点としてぜひご利用ください。

- 開館時間 平日・土曜日 9時～19時  
日曜日・祝日 9時～18時
- 休館日 月末（土日祝と重なった場合は翌月最初の平日）  
年末年始・特別整理期間  
(1月～2月のうち10日間)

#### ●はじめて本を借りるには

「図書利用カード」が必要です。申込書に必要事項を記入して、現住所の確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）を添えて受付にご提出ください。申込対象者は、市内に在住、在勤、通学の方ですが、県内の図書館利用カードをお持ちの方も、ご利用いただけます。

#### ●貸出冊数及び期間

貸出冊数の上限は、図書・雑誌・CDはひとり10点、DVDは2点までです。（子どもライブラリーでの貸出し冊数を含む）貸出期間は、15日以内です。

#### ●本を返すには

返却される資料を受付までお持ちください。図書館が閉まっている場合は、1階にある「返却ポスト」を

ご利用ください。

#### ●本を探すには

蔵書検索機（タッチパネル）で探すことができます。

#### ●各種サービス

##### ◆リクエストサービス

ご希望の資料が見当たらない場合は「リクエストカード」に書名を記入し、受付へお出しください。貸出中の場合は、資料が返ってきましたらご連絡いたします。所蔵がない場合は、購入または他館から取り寄せて、できる限りご要望にお応えします。

##### ◆メール予約サービス

図書館のホームページから、貸出中の資料に予約することができます。メール予約サービスをご希望の方は、受付でご相談ください。

##### ◆コピー（複写）サービス【有料】

図書館の資料は、著作権法で認められた範囲内でコピーすることができます。

##### ◆団体貸出サービス

10人以上の団体で資料の貸出を希望される方は、「団体図書貸出申請書」にご記入いただき、館長の承認を受けると、図書30冊以内を1ヶ月間貸出することができます。

##### ◆障がい者サービス

大活字本を揃えています。また、視覚障がい、肢体障がいなど、活字図書の利用が困難な方には、録音図書（DAISY資料）の貸出ができます。貸出手続きが必要ですので、図書館までご連絡ください。

##### ◆電子図書館サービス

図書館に来館しなくとも、パソコン・スマートフォン・タブレット端末などから読書が楽しめます。（※利用対象者は、当館の図書利用カードをお持ちの方です。）

### 子どもライブラリー

☎ 63-5105

幼少期の読書習慣は、子どもの成長に大きな影響を与えます。子どもライブラリーは、幼少期から自由な空間の中で身近に絵本に触れることにより、読書が大好きな人に成長してほしいという願いからオープンいたしました。3,000冊の絵本や児童書、しかけ絵本と知育玩具など、図書が充実しています。  
ぜひご利用ください。

#### ●開館時間

平日・土曜日 9時～19時  
日曜日・祝日 9時～18時

#### ●休館日

年末年始（12月29日～1月3日）  
子どもライブラリー前

市役所駐車場

#### ●貸出し冊数及び期間

貸出し冊数の上限は、図書・雑誌は1人10冊まで、DVDは2点まで借りられます（善通寺市立図書館での貸出し冊数と合わせて）。

貸出期間は、図書・雑誌・DVDとともに15日以内です。善通寺市立図書館で借りた図書・雑誌・DVDは子どもライブラリーでも返却できます。



### 地区公民館

名称	住所	☎
中央公民館	〒765-0003 善通寺町六丁目10番25号	62-4969
東部公民館	〒765-0022 稲木町380番地3	62-5684
西部公民館	〒765-0004 善通寺町1146番地	63-2391
南部公民館	〒765-0052 大麻町1306番地1	62-5685
竜川公民館	〒765-0032 原田町1433番地1	62-0602
与北公民館	〒765-0040 与北町1245番地2	62-0601
筆岡公民館	〒765-0071 弘田町288番地	62-0603
吉原公民館	〒765-0061 吉原町1569番地1	62-0604
中央公民館中央分館	〒765-0013 文京町四丁目5番1号	—
南部公民館生野分館	〒765-0053 生野町1282番地2	—

●開館時間 9時～22時

●休館日 每週月曜日（祝日の場合はその翌日）、祝日、年末年始  
※行事などにより臨時休館する場合があります。

## Sports 体育施設

### 善通寺市民体育館

☎ 62-7400



●利用時間 9時～21時30分  
●休館日 年末年始

### 善通寺市営野球場

☎ 63-5040



●利用時間 9時～17時  
●休場日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日以降の直近の休日でない日）、年末年始

### 善通寺市営テニス場

☎ 63-2771



●利用時間 9時～21時30分  
●休場日 每週月曜日（祝日の場合は翌日以降の直近の休日でない日）、年末年始

### 善通寺市民プール

☎ 62-7400 (市民体育館)



●利用時間 10時～20時  
●営業日 夏季（毎年ホームページ・広報などで周知）

### 善通寺市武道館

☎ 62-7400 (市民体育館)



●利用時間 9時～21時30分  
●休館日 年末年始

### 善通寺市民グラウンド

☎ 63-6328 (生涯学習課)



### 鉢伏ふれあい公園グラウンド

☎ 64-0633 (グラウンド管理棟)



●利用時間 9時～21時30分  
●休場日 年末年始

### 大麻山キャンプ場

☎ 63-6328 (生涯学習課)



#### 学校体育施設の使用

1年を通じてスポーツやレクリエーションを楽しんでいただくために、市内の小・中学校の体育館、運動場などを開放しています。  
(使用料必要)

#### ●利用できる団体

市内に在住、在勤もしくは在学する10人以上の団体で監督者として成人が含まれる団体

●問い合わせ ☎ 63-6328  
(生涯学習課)

## Art 美術館

### 善通寺市美術館・大西忠夫記念館

☎ 62-4924



- 住 所
- 開館時間
- 休館日

- 入館料
- 駐車場

善通寺市文京町二丁目1番3号  
10時～18時  
毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）、  
祝日、年末年始  
※臨時休館する場合があります。  
無料  
市役所駐車場

## Park 公園

### 鉢伏ふれあい公園

☎ 56-5355 (公園管理棟)



●利用時間 9時～21時30分  
(デイキャンプ場9時～17時)  
●休園日 年末年始 ●駐車場 有

#### 星空観測室

(鉢伏ふれあい公園内)



定期観望会日程などはホームページでご確認ください。

### 「善通寺五岳の里」市民集いの丘公園

☎ 63-8753 (管理室)



●利用時間 [4月～6月] 9時～17時  
[7月～9月] 9時～18時  
[10月～3月] 9時～17時  
●休園日 毎週火曜日、年末年始 ●駐車場 有

#### 善通寺フラワー&ガーデンフェスタ

(「善通寺五岳の里」市民集いの丘公園内)



日程などはホームページでご確認ください。



発行 第3版 令和4年4月